

令和 7 年度 東灘区地域包括支援センター運営協議会

I 日 時 令和 7 年 8 月 8 日（金）14 時 00 分 ～ 15 時 30 分

II 場 所 東灘区役所 3 階 31・32 会議室

III 運営協議会次第

1. 開 会

2. 保健福祉部長挨拶

3. 議 題

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1) 令和 6 年度あんしんすこやかセンターの運営状況について | |
| (1) あんしんすこやかセンター月別実績報告 | 資料 1 |
| (2) あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 | 資料 2 |
| 2) 令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画について | 資料 3 |
| 3) 特定事業所へのサービス集中率について《非公開》 | 非公開資料 1 |
| 4) 地域包括ケア充実のための地域活動計画について《非公開》 | 非公開資料 2 |

4. 閉 会

資料

- ・ 東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
- ・ 神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・ 区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・ 資料 1 令和 6 年度あんしんすこやかセンター月別実績報告書 P1～17
- ・ 資料 2 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 P18
- ・ 資料 3 令和 7 年度あんしんすこやかセンター事業計画書 P19～65
- ・ 非公開資料 1 特定事業所へのサービス集中率について (水色ファイル) P1～4
- ・ 非公開資料 2 あんしんすこやかセンター地域活動計画書 (水色ファイル) P5～25

東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿（敬称略）
（選出分野別・五十音順）

【保健医療福祉関係者】

かわもと ちかこ
河本 周子

東灘区薬剤師会 理事

こじま りゅうすけ
児島 隆介

東灘区医師会 介護保険部 担当理事

さとう みつこ
佐藤 光子

神戸市老人福祉施設連盟

（特別養護老人ホーム サンライフ魚崎 施設長）

たかだ あきら
高田 諒

神戸市介護老人保健施設協会

（介護老人保健施設 すばる魚崎の郷）

なかがわ ゆみこ
中川 裕美子

兵庫県民間病院協会神戸支部（宮地病院 看護部長）

なかはま けんさく
中濱 堅作

神戸市シルバーサービス事業者連絡会 事務局長

よしかわ ひろやす
吉川 博康

東灘区歯科医師会 理事

【利用者代表】

やまもと たかこ
山本 孝子

東灘区連合婦人会 会長

【地域団体】

ふくい とおる
福井 徹

東灘区社会福祉協議会 事務局部長

もりもと さなえ
森本 早苗

東灘区民生委員児童委員協議会 会長

【行政】

かん すみこ
菅 澄子

東灘区保健福祉部長

東灘区事務局

東灘区保健福祉部保健福祉課長	布 真司
保健担当課長	平山 順子
保健事業・高齢福祉担当係長	小田 直子
保健担当係長	出水 恭子
保健担当	船越 瑛子
保健担当	寺尾 実由季

神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保 健 福 祉 局 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

(内容)

第 2 条 市協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの選定基準、評価基準の策定に関する事項。
- (2) 地域包括支援センターのサービス提供の承認に関する事項。
- (3) 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの再委託に関する事項。
- (4) 地域包括支援センターに対する委託業務の追加・変更に関する事項。
- (5) 区協議会に関する基本的事項。
- (6) その他全市レベルで調整を必要とする事項。

(委員)

第 3 条 市協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者、神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、(公社)兵庫県看護協会、(社)兵庫県社会福祉士会、神戸市ケアマネジャー連絡会、市民代表委員（1・2号被保険者）、(公社)認知症の人と家族の会兵庫県支部、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 5 条 市協議会においては福祉局長が委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は会議の進行をつかさどる。
- 3 福祉局長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の招集)

第 6 条 市協議会において、福祉局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求

め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 市協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第8条 市協議会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、市協議会に必要な事項は福祉局長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

(内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

(委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

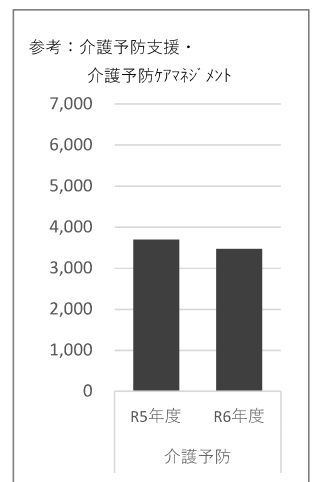
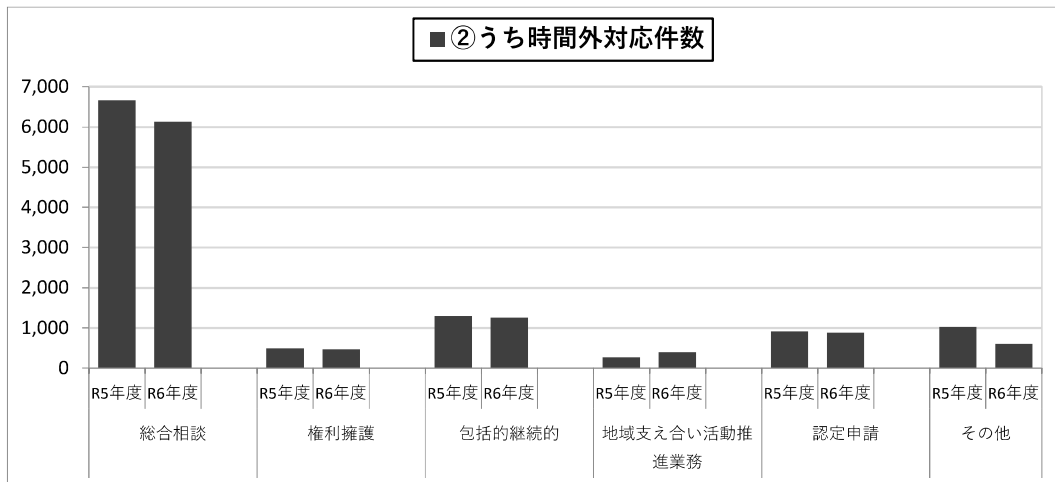
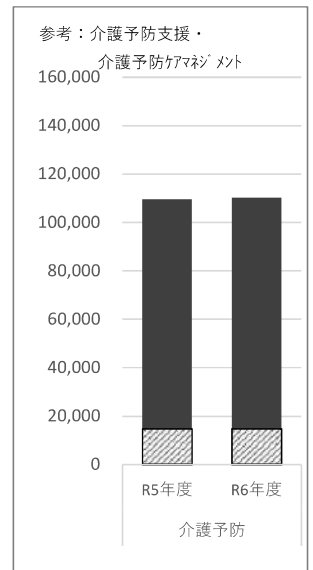
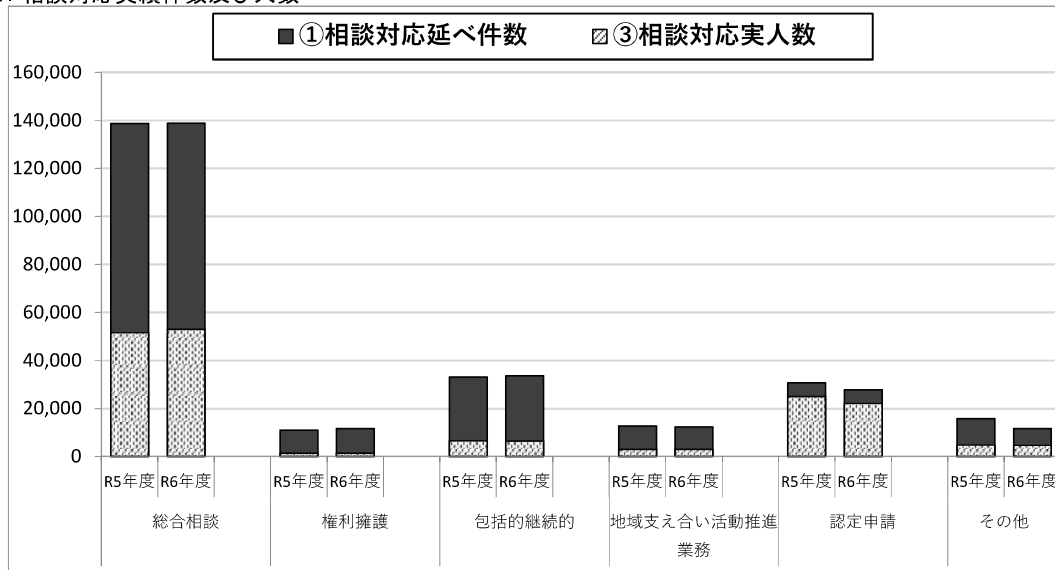
付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

令和6年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	55,575	7,314	14,109	8,060	2,316	110	73,975	928	191	5,641	311	13,614	10,235	2,243	4,619	6,668	205,909
うち時間外対応	2,529	211	603	348	64	3	2,517	17	1	240	14	354	474	63	151	385	7,974
来所	14,518	1,469	2,923	881	1,151	492	3,536	129	18	553	45	1,353	1,006	1,320	9,585	1,352	40,331
うち時間外対応	868	77	172	33	57	22	122	4	1	48	2	38	82	20	388	74	2,008
訪問	11,131	894	3,400	6,339	1,382	813	28,306	445	40	1,326	106	2,105	2,689	2,839	12,305	1,977	76,097
うち時間外対応	414	28	138	236	28	27	685	10	0	69	3	74	117	72	296	92	2,289
その他	2,369	435	1,439	1,082	620	17	4,474	194	25	1,691	67	1,275	1,336	5,882	1,214	1,690	23,810
うち時間外対応	124	11	79	41	11	0	141	3	1	54	3	60	63	245	43	55	934
①相談対応延べ件数	83,593	10,112	21,871	16,362	5,469	1,432	110,291	1,696	274	9,211	529	18,347	15,266	12,284	27,723	11,687	346,147
前年度比	4%	-2%	-3%	-14%	12%	17%	1%	0%	51%	7%	11%	-7%	14%	-3%	-10%	-26%	-1%
1圏域あたり(件)	1,072	130	280	210	70	18	1,414	22	4	118	7	235	196	157	355	150	4,438
②うち時間外対応件数	3,935	327	992	658	160	52	3,465	34	3	411	22	526	736	400	878	606	13,205
前年度比	-4%	-20%	-7%	-21%	-25%	6%	-6%	62%	-40%	-7%	0%	-17%	11%	50%	-4%	-41%	-8%
1圏域あたり(件)	50	4	13	8	2	1	44	0	0	5	0	7	9	5	11	8	169
③相談対応実人数	33,444	3,694	5,958	5,499	3,131	1,232	14,735	347	27	599	304	5,159	1,270	3,017	22,087	4,640	-
前年度比	5%	1%	-1%	-16%	23%	21%	0%	-11%	17%	-8%	20%	-5%	10%	2%	-11%	-4%	-
1圏域あたり(人)	429	47	76	71	40	16	189	4	0	8	4	66	16	39	283	59	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	40	22	17	0	1	80
実人数	18	22	17	0	1	58

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	294,136 件	6.3%	3,771.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	165 件	3.8%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	229,564	29,349

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	175 件	-11.2%	2.2 件
	参加人数	3,570 人	-5.5%	45.8 人
	(内訳) 協議体開催数	42 件	-34.4%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	213 件	0.5%	2.7 件
	参加人数	747 人	9.7%	9.6 人
自センター主催の会議等	開催数	464 件	-4.7%	5.9 件
	参加人数	5,679 人	0.2%	72.8 人
小地域支え合い連絡会	開催数	712 件	2.6%	9.1 件
	参加人数	7,927 人	3.7%	101.6 人
行政等主催の会議等	開催数	3,478 件	-3.7%	44.6 件
	参加職員数	4,604 人	1.1%	59.0 人
地域主催の会議等	開催数	6,807 件	2.4%	87.3 件
	参加職員数	9,542 人	7.6%	122.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	260 件	-1.9%	3.3 件
	参加人数	2,601 人	12.6%	33.3 人
介護リフレッシュ教室	開催数	411 件	-0.2%	5.3 件
	参加人数	3,006 人	-8.5%	38.5 人
運営推進会議	開催数	1,315 件	19.0%	16.9 件
	参加職員数	1,435 人	19.4%	18.4 人
研修	回数	1,606 件	2.8%	20.6 件
	受講職員数	2,673 人	6.2%	34.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,192 件	1.4%	15.3 件
	参加職員数	1,651 人	-9.2%	21.2 人
他機関との連絡調整	件数	70,073 件	1.4%	898.4 件

月別実績報告書 その1

(令和6年度 年間)

センター番号:	
センター名:	全市

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	55,575	7,314	14,109	8,060	2,316	110	73,975	928	191	5,641	311	13,614	10,235	2,243	4,619	6,668	205,909
うち時間外対応	2,529	211	603	348	64	3	2,517	17	1	240	14	354	474	63	151	385	7,974
来所	14,518	1,469	2,923	881	1,151	492	3,536	129	18	553	45	1,353	1,006	1,320	9,585	1,352	40,331
うち時間外対応	868	77	172	33	57	22	122	4	1	48	2	38	82	20	388	74	2,008
訪問	11,131	894	3,400	6,339	1,382	813	28,306	445	40	1,326	106	2,105	2,689	2,839	12,305	1,977	76,097
うち時間外対応	414	28	138	236	28	27	685	10	0	69	3	74	117	72	296	92	2,289
その他	2,369	435	1,439	1,082	620	17	4,474	194	25	1,691	67	1,275	1,336	5,882	1,214	1,690	23,810
うち時間外対応	124	11	79	41	11	0	141	3	1	54	3	60	63	245	43	55	934
合計	83,593	10,112	21,871	16,362	5,469	1,432	110,291	1,696	274	9,211	529	18,347	15,266	12,284	27,723	11,687	346,147
うち時間外対応	3,935	327	992	658	160	52	3,465	34	3	411	22	526	736	400	878	606	13,205
実人数	52,406	5,808	10,515	9,915	4,110	1,338	57,419	706	58	2,152	317	9,623	4,025	9,421	23,642	7,551	199,006
うち新規人数	33,444	3,694	5,958	5,499	3,131	1,232	14,735	347	27	599	304	5,159	1,270	3,017	22,087	4,640	105,143

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	40	22	17	0	1	80
実人数	18	22	17	0	1	58

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	27,124	対象人数	294,136
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの 回数	18,487	対象人数	142,993
緊急対応件数(事故対応等)	件数	165		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同 一法人への委 託数	委託数のうち 新規数
	従来型	5,181	160	5,021	1,558	203	56
	簡易型	4,603	160	4,443	891	142	36
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	16,124	340	15,784	4,920	458	122
モニタリング	回数	229,564	サービス担当者会議		回数		29,349

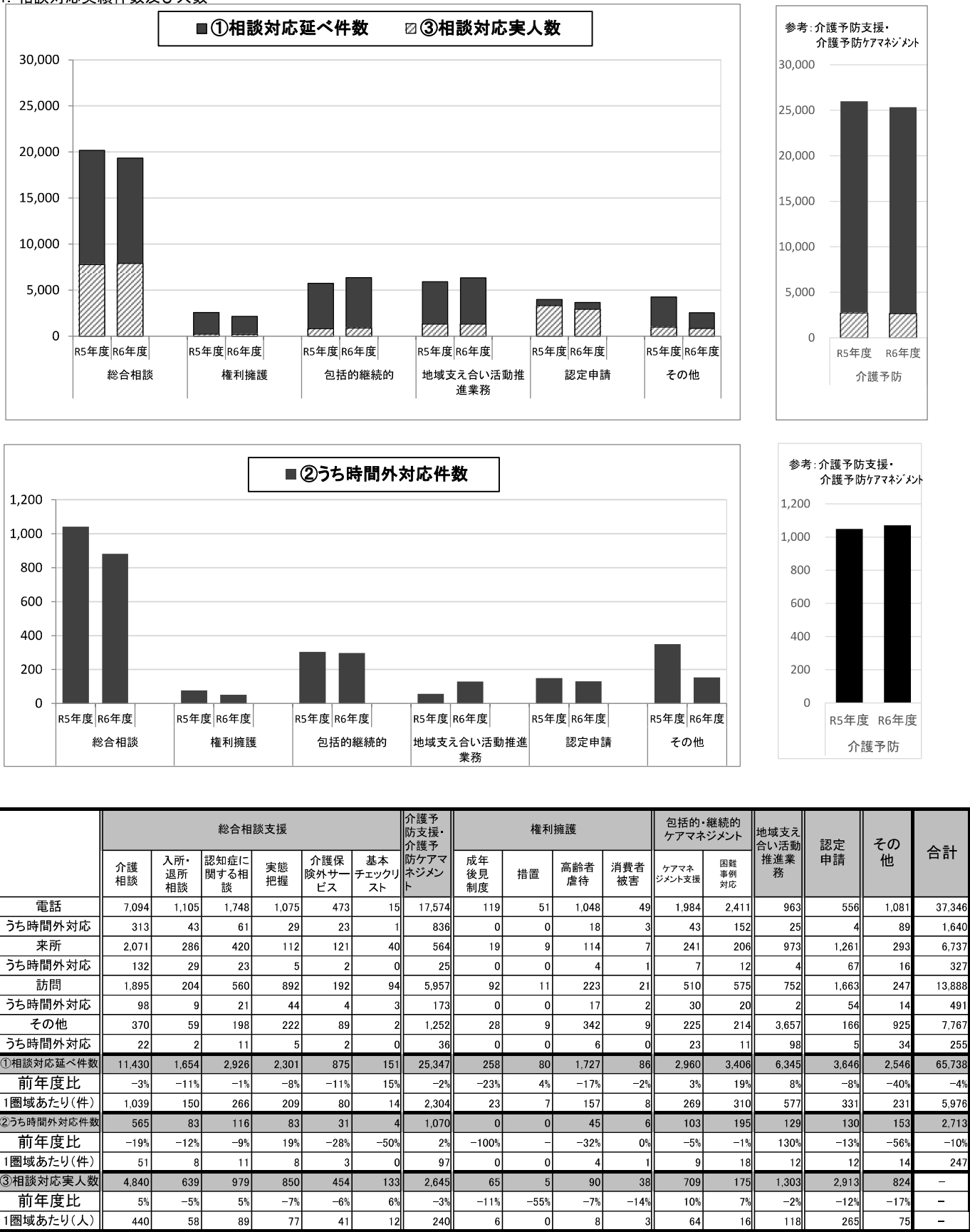
セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	175	参加人数	3,570
	(内数)協議体機能を有するもの 開催数	42		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	213	参加人数	747
自センター主催の会議等	会議数	464	参加人数	5,679
小地域支え合い連絡会	開催数	712	参加人数	7927
行政等主催の会議等	会議数	3,478	参加職員数	4,604
地域主催の会議等	会議数	6,807	参加職員数	9,542
ケアマネ等研修会	開催数	260	参加人数	2,601
介護リフレッシュ教室	開催数	411	参加人数	3,006
運営推進会議	開催数	1,315	参加職員数	1,435
研修	回数	1,606	受講職員数	2,673
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,192	参加職員数	1,651
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	70,073		
	(内数) ケース検討会 開催数	1732		

令和6年度 実績報告書(東灘区)

1. 相談対応実績件数及び人数



2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	1	2	0	0	5
実人数	2	1	2	0	0	5

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	63,400 件	11.2%	5,763.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	28 件	40.0%	2.5 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	32,693	3,988

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和6年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	22 件	-43.6%	2.0 件
	参加人数	491 人	-23.6%	44.6 人
	(内訳)協議体開催数	5 件	-64.3%	0.5 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	16 件	-15.8%	1.5 件
	参加人数	44 人	-25.4%	4.0 人
自センター主催の会議等	開催数	120 件	-7.0%	10.9 件
	参加人数	1,238 人	-27.3%	112.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	80 件	8.1%	7.3 件
	参加人数	752 人	-0.4%	68.4 人
行政等主催の会議等	開催数	575 件	-7.1%	52.3 件
	参加職員数	730 人	-3.7%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	1,091 件	9.0%	99.2 件
	参加職員数	1,440 人	6.3%	130.9 人
ケアマネ等研修会	開催数	35 件	-25.5%	3.2 件
	参加人数	158 人	-33.1%	14.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	57 件	1.8%	5.2 件
	参加人数	458 人	-0.4%	41.6 人
運営推進会議	開催数	133 件	17.7%	12.1 件
	参加職員数	144 人	17.1%	13.1 人
研修	回数	243 件	3.8%	22.1 件
	受講職員数	465 人	13.4%	42.3 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	297 件	22.2%	27.0 件
	参加職員数	450 人	20.3%	40.9 人
他機関との連絡調整	件数	11,619 件	5.3%	1056.3 件

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
	7,094	1,105	1,748	1,075	473	15	17,574	119	51	1,048	49	1,984	2,411	963	556	1,081	37,346
た	313	43	61	29	23	1	836	0	0	18	3	43	152	25	4	89	1,640
	2,071	286	420	112	121	40	564	19	9	114	7	241	206	973	1,261	293	6,737
た	132	29	23	5	2	0	25	0	0	4	1	7	12	4	67	16	327
	1,895	204	560	892	192	94	5,957	92	11	223	21	510	575	752	1,663	247	13,888
た	98	9	21	44	4	3	173	0	0	17	2	30	20	2	54	14	491
	370	59	198	222	89	2	1,252	28	9	342	9	225	214	3,657	166	925	7,767
た	22	2	11	5	2	0	36	0	0	6	0	23	11	98	5	34	255
	11,430	1,654	2,926	2,301	875	151	25,347	258	80	1,727	86	2,960	3,406	6,345	3,646	2,546	65,738
た	565	83	116	83	31	4	1,070	0	0	45	6	103	195	129	130	153	2,713
	7,112	950	1,583	1,394	607	140	13,101	124	13	298	41	1,304	579	4,419	3,069	1,422	36,156
数	4,840	639	979	850	454	133	2,645	65	5	90	38	709	175	1,303	2,913	824	16,662

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	2	1	2	0	0	5
	2	1	2	0	0	5

緊急対応

	回数	7,950	対象人数	63,400
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	6,423	対象人数	44,856
故対応等)	件数	28		

ケアマネジメント

ズのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	583	12	571	119	23	3
	簡易型	489	11	478	61	11	3
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	2,283	57	2,226	518	72	14
ブ	回数	32,693	サービス担当学会議		回数	3,988	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	22	参加人数	491
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	5		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	16	参加人数	44
自センター主催の会議等	会議数	120	参加人数	1,238
小地域支え合い連絡会	開催数	80	参加人数	752
行政等主催の会議等	会議数	575	参加職員数	730
地域主催の会議等	会議数	1,091	参加職員数	1,440
ケアマネ等研修会	開催数	35	参加人数	158
介護リフレッシュ教室	開催数	57	参加人数	458
運営推進会議	開催数	133	参加職員数	144
研修	回数	243	受講職員数	465
住民主体活動の後方支援	参加回数	297	参加職員数	450
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	11,619		
(内数)ケース検討会	開催数	487		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	1,132	208	474	108	178	0	2,197	6	0	18	1	23	61	40	22	229	4,697
た	10	1	0	8	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	5	35
	296	64	137	8	42	4	56	2	0	6	0	20	3	5	149	29	821
た	11	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	20
	274	52	104	54	44	2	294	7	0	18	1	7	19	23	122	14	1,035
た	6	1	1	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	16
	90	6	20	13	42	0	428	0	0	8	0	13	3	1,464	3	39	2,129
た	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	1,792	330	735	183	306	6	2,975	15	0	50	2	63	86	1,532	296	311	8,682
た	28	4	2	13	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	7	6	76
	1,140	215	488	133	201	6	1,223	10	0	13	1	20	23	1,110	272	220	5,075
数	664	153	304	90	149	6	256	7	0	5	1	8	13	329	261	127	2,373

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	176	対象人数	4,188
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	100	対象人数	1,621
故対応等)	件数	1		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	60	4	56	9	0	0
	簡易型	27	0	27	1	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	165	3	162	17	0	0
グ	回数	2,512	サービス担当会議		回数		294

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	53
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	6	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	91
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	66
行政等主催の会議等	会議数	58	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	147	参加職員数	156
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	80
運営推進会議	開催数	9	参加職員数	9
研修	回数	34	受講職員数	39
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	896		
(内数)ケース検討会	開催数	9		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	646	27	65	74	27	6	3,910	9	0	140	5	104	402	266	155	19	5,855
た	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	166	4	14	9	2	2	75	0	0	8	0	15	18	47	157	1	518
た	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	189	13	29	113	10	9	2,541	8	0	47	2	83	252	477	239	7	4,019
た	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	12	1	4	0	1	0	314	0	0	47	2	4	29	8	9	5	436
た	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,013	45	112	196	40	17	6,840	17	0	242	9	206	701	798	560	32	10,828
た	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	573	28	75	118	13	10	4,588	7	0	40	8	102	183	573	441	30	6,789
数	453	18	43	85	10	8	593	1	0	6	8	69	43	114	434	19	1,904

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	1	0	0	0	1
	0	1	0	0	0	1

緊急対応

	回数	119	対象人数	4,809
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	85	対象人数	2,404
故対応等)	件数	0		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	97	0	97	28	10	0
	簡易型	51	0	51	5	3	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	378	12	366	102	23	3
グ	回数	3,495	サービス担当会議		回数		508

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	21
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	13	参加人数	83
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	53
行政等主催の会議等	会議数	69	参加職員数	103
地域主催の会議等	会議数	65	参加職員数	118
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	10
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	52
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	4
研修	回数	27	受講職員数	53
住民主体活動の後方支援	参加回数	49	参加職員数	79
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	299		
(内数)ケース検討会	開催数	4		

（費件数及び人数（新規を含む））

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	189	27	23	27	10	3	157	0	11	65	6	12	85	60	29	95	799
た	8	2	3	1	1	0	7	0	0	3	1	0	4	0	2	15	47
	208	32	42	1	14	4	22	2	0	47	3	3	29	44	170	17	638
た	31	4	8	0	1	0	1	0	0	3	0	0	9	0	21	8	86
	23	3	12	74	8	5	51	3	3	21	7	1	25	56	99	16	407
た	1	0	0	7	0	0	2	0	0	4	1	0	10	0	2	1	28
	4	2	5	3	0	0	8	0	3	39	2	1	20	549	50	9	695
た	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	9	0	0	5	20
	424	64	82	105	32	12	238	5	17	172	18	17	159	709	348	137	2,539
た	42	7	12	8	2	0	10	0	0	12	2	0	32	0	25	29	181
	381	57	58	84	32	12	147	5	2	24	8	13	21	631	279	75	1,829
数	289	49	46	44	27	12	72	4	2	8	7	7	4	174	270	37	1,052

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	66	対象人数	1,037
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	7	対象人数	84
故対応等)	件数	3		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	48	1	47	10	2	0
	簡易型	55	1	54	4	0	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	232	4	228	36	9	1
グ	回数	3,144	サービス担当者会議		回数		418

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	22
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	19
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	60
行政等主催の会議等	会議数	36	参加職員数	40
地域主催の会議等	会議数	103	参加職員数	126
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	32
運営推進会議	開催数	10	参加職員数	10
研修	回数	6	受講職員数	6
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	224		
(内数)ケース検討会	開催数	20		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	329	57	98	65	50	0	526	22	0	9	0	124	91	78	0	0	1,449
た	7	1	1	0	1	0	17	0	0	0	0	1	3	6	0	0	37
	152	28	27	8	14	2	49	4	0	0	0	12	2	5	93	0	396
た	11	5	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	0	29
	70	8	22	56	38	2	215	16	0	8	0	16	17	19	143	1	631
た	3	1	0	3	0	0	6	0	0	0	0	1	0	0	10	0	24
	9	2	33	98	12	0	20	4	0	3	0	7	8	180	21	0	397
た	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
	560	95	180	227	114	4	810	46	0	20	0	159	118	282	257	1	2,873
た	23	7	3	3	1	0	26	0	0	0	0	2	3	7	19	0	94
	390	56	110	159	92	4	360	23	0	2	0	66	28	148	257	1	1,696
数	347	45	72	54	75	4	205	10	0	2	0	36	10	20	243	1	1,124

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	1	0	0	1
	0	0	1	0	0	1

緊急対応

		回数	3,363	対象人数	16,357
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの		回数	3,362	対象人数	15,890
故対応等)		件数	5		

ケアマネジメント

ズのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	59	0	59	15	2	0
	簡易型	10	0	10	3	1	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	179	2	177	46	8	2
ブ	回数	3,409	サービス担当会議		回数	345	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	114
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	11	参加人数	205
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	59
行政等主催の会議等	会議数	43	参加職員数	49
地域主催の会議等	会議数	72	参加職員数	81
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	33
運営推進会議	開催数	3	参加職員数	3
研修	回数	11	受講職員数	17
住民主体活動の後方支援	参加回数	26	参加職員数	42
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,945		
(内数)ケース検討会	開催数	29		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	355	108	64	82	36	1	1,028	21	0	309	3	521	242	104	48	32	2,954
ま	18	0	1	6	0	0	3	0	0	8	0	1	0	0	0	4	41
	177	44	33	0	1	4	14	0	0	13	0	66	53	5	89	2	501
ま	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	7
	106	8	43	86	30	16	318	15	0	22	0	53	27	7	153	1	885
ま	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	26	4	14	10	4	1	80	10	0	73	3	38	47	164	21	5	500
ま	3	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	6	0	0	12
	664	164	154	178	71	22	1,440	46	0	417	6	678	369	280	311	40	4,840
ま	26	1	1	8	0	0	5	0	0	10	0	1	0	6	1	4	63
	373	67	73	102	53	21	590	15	0	43	2	293	46	104	264	15	2,061
数	260	38	45	72	27	21	187	9	0	16	2	120	18	32	244	12	1,103

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	1	0	0	1
	0	0	1	0	0	1

緊急対応

	回数	887	対象人数	4,210
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	749	対象人数	3,199
故対応等)	件数	3		

ケアマネジメント

ま	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	20	1	19	4	1	0
	簡易型	50	0	50	4	1	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	165	5	160	41	10	1
ま	回数	2,530	サービス担当者会議		回数		302

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	52
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	16	参加人数	196
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	42
行政等主催の会議等	会議数	70	参加職員数	92
地域主催の会議等	会議数	159	参加職員数	237
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	31
運営推進会議	開催数	24	参加職員数	26
研修	回数	27	受講職員数	71
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	2
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,468		
(内数)ケース検討会	開催数	49		

（費件数及び人数（新規を含む））

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	968	145	461	454	9	1	314	9	40	277	4	293	345	188	30	96	3,634
ま	41	5	18	2	1	0	55	0	0	4	0	2	7	1	0	8	144
	250	20	54	46	14	5	44	2	9	32	0	32	50	33	131	29	751
ま	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6
	223	20	127	210	11	15	101	2	7	37	1	43	68	143	172	26	1,206
ま	3	0	2	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	0	0	0	12
	85	20	75	64	11	0	22	4	6	81	0	49	51	505	21	28	1,022
ま	2	0	4	4	0	0	0	0	0	1	0	1	0	17	0	0	29
	1,526	205	717	774	45	21	481	17	62	427	5	417	514	869	354	179	6,613
ま	48	5	24	6	1	0	58	0	0	10	0	3	9	18	1	8	191
	971	96	264	383	37	21	373	6	10	71	3	151	69	677	342	144	3,618
数	551	50	120	206	33	21	228	2	2	16	2	65	13	319	338	123	2,089

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	2	0	0	0	0	2
	2	0	0	0	0	2

緊急対応

	回数	583	対象人数	7,889
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	242	対象人数	5,150
故対応等)	件数	5		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	87	3	84	8	0	0
	簡易型	38	3	35	8	0	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	239	7	232	77	0	1
グ	回数	3,898	サービス担当会議		回数		371

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	31
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	20	参加人数	242
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	96
行政等主催の会議等	会議数	67	参加職員数	94
地域主催の会議等	会議数	50	参加職員数	78
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	17
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	57
運営推進会議	開催数	34	参加職員数	34
研修	回数	30	受講職員数	98
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	3,030		
(内数)ケース検討会	開催数	45		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	948	98	146	51	37	0	301	22	0	46	7	77	71	50	2	227	2,083
た	45	3	6	4	6	0	12	0	0	0	1	2	1	1	0	18	99
	166	8	15	3	6	5	44	2	0	3	1	9	2	2	140	11	417
た	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	17
	438	27	35	40	6	15	150	13	1	9	2	32	26	5	224	22	1,045
た	19	1	3	2	2	1	5	0	0	0	0	0	0	1	8	1	43
	74	3	8	14	5	0	10	4	0	13	0	16	6	14	7	47	221
た	4	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	4	0	1	0	3	18
	1,626	136	204	108	54	20	505	41	1	71	10	134	105	71	373	307	3,766
た	77	5	11	6	10	1	20	0	0	0	1	6	1	3	14	22	177
	1,055	88	116	88	42	20	253	23	1	24	5	63	32	59	365	217	2,451
数	680	70	87	73	35	20	200	16	1	14	5	38	16	49	352	175	1,831

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	2,151	対象人数	3,324
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,440	対象人数	2,581
故対応等)	件数	0		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	54	2	52	16	3	3
	簡易型	71	4	67	9	1	1
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	239	7	232	48	0	1
グ	回数	3,127	サービス担当者会議		回数		450

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	30
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	26	参加人数	161
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	51
行政等主催の会議等	会議数	56	参加職員数	74
地域主催の会議等	会議数	212	参加職員数	266
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	30
運営推進会議	開催数	12	参加職員数	12
研修	回数	23	受講職員数	27
住民主体活動の後方支援	参加回数	110	参加職員数	149
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	713		
(内数)ケース検討会	開催数	50		

費件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
	162	115	57	93	29	4	2,365	7	0	46	16	42	142	1	79	151	3,309
ま	2	2	2	1	0	1	49	0	0	1	0	0	1	0	0	7	66
	54	17	10	33	5	10	127	2	0	4	1	3	32	1	84	47	430
ま	5	4	1	3	0	0	7	0	0	0	0	0	2	0	5	2	29
	40	12	22	105	21	11	497	2	0	18	5	25	63	0	105	44	970
ま	2	0	3	5	0	0	9	0	0	5	0	0	1	0	4	1	30
	6	6	6	6	8	1	73	3	0	3	0	8	18	0	11	16	165
ま	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	262	150	95	237	63	26	3,062	14	0	71	22	78	255	2	279	258	4,874
ま	9	6	6	9	0	1	67	0	0	6	0	0	4	0	10	11	129
	174	79	56	137	26	23	1,043	9	0	10	5	38	77	2	219	171	2,069
数	131	46	27	60	11	21	222	5	0	4	4	24	18	2	189	95	859

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	159	対象人数	7,602
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	90	対象人数	2,244
故対応等)	件数	1		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	43	0	43	17	2	0
	簡易型	57	1	56	15	4	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	194	9	185	76	16	2
ブ	回数	1,548	サービス担当会議		回数		298

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	46
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	8
自センター主催の会議等	会議数	6	参加人数	23
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	69
行政等主催の会議等	会議数	58	参加職員数	80
地域主催の会議等	会議数	35	参加職員数	55
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	26
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	7
研修	回数	35	受講職員数	89
住民主体活動の後方支援	参加回数	11	参加職員数	15
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	356		
(内数)ケース検討会	開催数	14		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	928	246	225	64	83	0	2,984	21	0	40	2	513	47	144	5	41	5,343
た	88	27	25	7	14	0	425	0	0	2	0	36	5	17	0	5	651
	146	38	50	2	12	1	70	4	0	1	1	55	8	9	66	10	473
た	22	10	8	1	0	0	11	0	0	0	1	7	0	3	9	0	72
	356	53	153	103	19	8	983	24	0	20	2	160	25	6	146	72	2,130
た	49	6	12	20	2	1	104	0	0	1	0	29	1	1	16	9	251
	50	15	31	6	6	0	217	3	0	38	0	78	13	769	15	744	1,985
た	8	1	4	1	0	0	25	0	0	1	0	18	0	73	2	24	157
	1,480	352	459	175	120	9	4,254	52	0	99	5	806	93	928	232	867	9,931
た	167	44	49	29	16	1	565	0	0	4	1	90	6	94	27	38	1,131
	820	205	240	106	91	9	2,465	22	0	15	3	383	38	291	221	277	5,186
数	531	122	147	96	72	9	295	9	0	4	3	231	16	133	215	47	1,930

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	139	対象人数	2,404
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	70	対象人数	1,420
故対応等)	件数	3		

ケアマネジメント

タスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	40	0	40	5	2	0
	簡易型	41	0	41	4	1	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	144	0	144	33	0	1
ブ	回数	2,809	サービス担当会議		回数		318

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	33
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	49
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	91
行政等主催の会議等	会議数	45	参加職員数	46
地域主催の会議等	会議数	145	参加職員数	209
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	52
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	15	受講職員数	22
住民主体活動の後方支援	参加回数	64	参加職員数	119
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,394		
(内数)ケース検討会	開催数	225		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	1,055	68	128	56	10	0	3,651	2	0	52	1	245	136	32	186	130	5,752
た	76	2	4	0	0	0	247	0	0	0	0	1	5	0	2	4	341
	102	12	14	2	3	0	27	0	0	0	1	20	4	0	65	10	260
た	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	9
	138	8	13	36	2	1	612	2	0	2	0	45	27	12	149	16	1,063
た	11	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	3	0	0	1	47
	2	0	0	8	0	0	61	0	0	1	0	7	11	4	2	25	121
た	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
	1,297	88	155	102	15	1	4,351	4	0	55	2	317	178	48	402	181	7,196
た	92	3	5	0	0	0	280	0	0	0	0	1	10	0	4	5	400
	559	34	72	71	7	1	1,848	3	0	21	1	111	49	30	205	105	3,117
数	392	26	61	57	5	1	264	1	0	4	1	63	22	12	187	93	1,189

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	17	対象人数	550
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	2	対象人数	66
故対応等)	件数	5		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	35	1	34	6	1	0
	簡易型	41	1	40	8	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	156	4	152	36	2	1
グ	回数	1,900	サービス担当者会議		回数		264

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	34
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	41
小地域支え合い連絡会	開催数	6	参加人数	111
行政等主催の会議等	会議数	23	参加職員数	28
地域主催の会議等	会議数	55	参加職員数	58
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	4
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	29
運営推進会議	開催数	8	参加職員数	15
研修	回数	13	受講職員数	20
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	3
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	69		
(内数)ケース検討会	開催数	9		

実行数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
	382	6	7	1	4	0	141	0	0	46	4	30	789	0	0	61	1,471
た	18	0	1	0	0	0	10	0	0	0	1	0	126	0	0	23	179
	354	19	24	0	8	3	36	1	0	0	0	6	5	822	117	137	1,532
た	32	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	6	52
	38	0	0	15	3	10	195	0	0	21	1	45	26	4	111	28	497
た	3	0	0	0	0	1	10	0	0	2	1	0	4	0	11	1	33
	12	0	2	0	0	0	19	0	0	36	2	4	8	0	6	7	96
た	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3
	786	25	33	16	15	13	391	1	0	103	7	85	828	826	234	233	3,596
た	53	1	3	0	1	1	20	0	0	3	2	0	130	1	22	30	267
	676	25	31	13	13	13	211	1	0	35	5	64	13	794	204	167	2,265
数	542	22	27	13	10	10	123	1	0	11	5	48	2	119	180	95	1,208

再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

緊急対応

	回数	290	対象人数	11,030
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	276	対象人数	10,197
故対応等)	件数	2		

ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	40	0	40	1	0	0
	簡易型	48	1	47	0	0	0
	セルフ型 (要介護者含む)	0	0	0			
	介護予防支援	192	4	188	6	4	1
グ	回数	4,321	サービス担当会議		回数		420

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	55
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	3
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	128
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	54
行政等主催の会議等	会議数	50	参加職員数	62
地域主催の会議等	会議数	48	参加職員数	56
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	36
運営推進会議	開催数	24	参加職員数	24
研修	回数	22	受講職員数	23
住民主体活動の後方支援	参加回数	30	参加職員数	39
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	225		
(内数)ケース検討会	開催数	33		

令和6年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催回数：1回／月

参加者：各あんしんすこやかセンター1～2名、区保健福祉課、東灘区社会福祉協議会

内容：区・社会福祉協議会からの連絡・情報提供、各あんしんすこやかセンターの活動報告（地域ケア会議、健康教育、地域との連携等）、職種別代表からの報告（研修会、連絡会等）

2. あんしんすこやかセンター職種別連絡会

開催回数：職種ごとに1回／2か月

参加者：各あんしんすこやかセンター、区保健福祉課、東灘区社会福祉協議会、医療・介護サポートセンター

① 保健師・看護師連絡会

内容：感染症情報の共有、関係機関との連携について、その他情報交換など

② 社会福祉士連絡会

内容：高齢者虐待対応状況、消費者被害状況、成年後見制度利用についての相談、その他情報交換など

③ 主任ケアマネジャー連絡会

内容：地域包括ケア関連研修の企画・開催*、情報交換など

④ 地域支え合い推進員連絡会

内容：小地域支え合い連絡会、集い場支援、高齢者の見守りについての情報共有、その他情報交換など

* 地域包括ケア関連研修内容

R5 年度：「訪問歯科をもっと身近に」、「ACPについて学ぼう」、「ハザードエリア居住者の個別避難計画作成と活用について」、「障害福祉サービスから介護保険移行について」

R6 年度：「難病支援の理解を深める」、「生活困窮者の支援を学ぶ」、「災害時の口腔ケアについて」、「障害福祉サービスから介護保険移行について学ぶ」

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 01

あんしんすこやかセンター名： 本山東部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 湯本 洋代

令和7年度あんしんすこやかセンター事業に、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

平日9時00分より17時00分までと土曜の9時00分から12時00分までセンター職員による総合相談業務を行う。夜間や日祝日、土曜日の午後の対応は、宮地病院総務課守衛室に電話が転送されるようになっている。緊急の場合には、守衛室よりセンター長に連絡が入り各職員の仕事専用の携帯電話に連絡をとる体制となっている。守衛室には各々の個人携帯・仕事携帯の番号も報告してあるためセンター長に繋がらない際、名指しでの電話に対しては各々にかかってくるようになっている。

必ず誰かにつながるまで連絡をとり続けるように徹底する。

2. 職員の配置について

社会福祉士(介護支援専門員資格あり)1名、主任介護支援専門員1名、保健師1名、地域支援合い推進員(社会福祉士、介護支援専門員資格あり)1名、そして介護予防プランナー専従で2名(内1人は主任介護支援専門員資格あり)、加配にて介護支援専門員2名を設置している。2年以上メンバーは変わっておらず、各自が苦手意識の高い内容の研修を受講する等、スキルアップも行えている。

3. 総合相談支援業務について

適切に相談対応できるよう面談技術や介護保険の知識等個々の向上に取り組んでいくために、専門職として研修会に積極的に参加していく。センター内で情報共有できるよう、朝のミーティングを毎日行いしっかり伝達していく。又、地域の社会資源の情報を日頃から個々がセンター職員である意識をしっかりともち、常にアンテナをはり収集を徹底し、地域住民・圏域の介護支援専門員により多くの情報提供が出来るよう努めていく。さらに、地域に多く出て、あんしんすこやかセンターを知ってもらい、顔の見える関係になることで安心して相談して頂けるよう取り組んでいく。

4. 権利擁護業務について

高齢者の方の尊厳を守り、安心して生活を送ることができる環境を提供するために、権利擁護業務を行っている。虐待や不当な契約締結などの被害防止、早期発見による早期解決を目指すために、日頃から地域行事に顔をだし、注意喚起を行っていく。区や警察その他関係機関と連携を取り、新しい情報、そして情報共有を行っていく。成年後見制度についても行事等で随時広報していき、必要時は関係機関と連携をとり、しっかり対応を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者等が住み慣れた地域で、暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っていく。地域住民や多種職とのネットワークの構築にむけて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう積極的にアプローチしていく。今後も継続して地域ケア会議を開催していく。

ケアマネージャーやサービス事業所等福祉関係者に対し、情報の共有・情報交換会等、定期的に研修会や連絡会を区全体のだけではなくセンター主催のものを開催する。困難ケース等に関しても、センターが相談に乗り、一緒に関わり支援を行っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域のインフォーマルサービスや介護予防サービスに繋げる事で要介護状態を防ぎ、生き生きとした自立した生活を送ってもらえるよう支援していく。介護予防の重要性を理解していただけるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成等を行っていく。

今年度も老々、独居世帯に年数回、センター広報紙とフレイル予防チラシをポスティングして啓発活動を行う。センター主催のフレイル予防イベントも開催していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民での見守り合い、支え合えるコミュニティづくりを支援するため、引き続き課題抽出、地域ケア会議等を開催していく。今年度も自治会のない地域でも支え合えるようなしくみができるよう支援を行っていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の方、そして介護者に寄り添い少しでも課題解決ができるよう取り組んでいく。

地域ケア会議にて立ち上がった、だれもが集える集い場『みのり森のクラブ』は、引き続き後方支援を行い、地域住民に広めていく。

認知症初期集中支援チームや認知症疾患センター等との連携を図りながら、適切に対応をおこなっていききたい。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの方たちと一緒に地域の要援護者や高齢者の支援を行いながら、区社会福祉協議会と連携を図り、地域住民と共に住みよい町づくりに尽力していく。民生委員との小地域連絡会や毎月の各給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図っていく。夏の見守り調査時に民生委員が困った際は一緒に動き、補足調査時にも連携を行うことで困っている高齢者の早期発見を行っていく。地域ケア会議や介護リフレッシュ、そしてイベント等、積極的に声掛けを行い、前年度同様、参加していただき情報共有を行っていく。またふれまち会議への参加や、地域行事に参加し、婦人会・自治会・有識者との連携も密に行っていく。

10. 医療機関との連携について

地域のネットワーク構築のためにも、今後利用者の主治医や医療機関との連携がますます重要になっていく。東灘区の医師会の勉強会や講演会等、他種職連携の場に積極的に参加し、

各職員の知識も増やしつつ医療と在宅がスムーズに連携できる様努めていく。そして地域ケア会議等への参加に向け、普段から顔つなぎを徹底し、医療介護サポートセンターの協力も得ながら、連携がより図れるよう取り組んでいく。また当法人で行っている地域ケア会議お結びの会(多職種連携会議)や KIZUNA の会（医療連携会議）等にも参加し、医療機関との連携を図っていく。

1 1. その他関係機関との連携について

警察や地域から連絡があれば早急に対応するようにしている。日頃から地域交番、銀行、郵便局等には、訪問しており、顔の見える関係作りを心掛けている。今年度も住民、地域団体、サービス事業所等迅速な連携が取れるように、地域ケア会議を開催し出席の要請をしていく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、適正な介護予防ケアマネジメントの確保、適正な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行っている。ケアマネ支援を行う際にも利用者と業者の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決困難な事例、圏域を越える事例等、センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。また、利用者や家族の希望があれば適宜情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し、常に中立公正な立場を確保する。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 02

あんしんすこやかセンター名：本庄あんしんすこやかセンター

運営管理者名：平塚 智之

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について：

緊急対応が必要な場合に備え、土日祝・夜間帯にも連絡がとれるよう、併設事業所（特別養護老人ホーム）に連絡が入り、センター職員に連絡が入る体制をとっていきます。

2. 職員の配置について：

あんしんすこやかセンターの専門職（保健師看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員）4職種5名を常勤配置し、担当地域の高齢者に関する課題について対応していきます。また課題の多いケースについては専門職2人で対応を行い、担当者不在の場合にも対応ができるように行います。

3. 総合相談支援業務について：

高齢者の生活課題に関する相談に対し、情報提供や関係機関への連携を行います。またあんしんすこやかセンターからも地域で活動する地域住民・地域団体・特に関係機関に出向き相談支援業務を行っていきます。

4. 権利擁護業務について：

高齢者やその家族の権利等を守るため、虐待疑いや消費者被害・未遂の通報があった際には、速やかに関係機関と連携し支援していきます。また、虐待や消費者被害を未然に防ぐため、神戸市発行のリーフレット等を活用して注意喚起に取り組み、同時に地域住民・地域団体・その他の関係機関とも密に連携をとり課題に取り組みます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について：

複合的な問題を抱えている高齢者が、住み慣れた地域で暮らしていくために、それぞれの課題に合わせた社会資源の活用が求められる為、介護支援専門員だけでは対応困難な事例を、センターと連携することによって継続的な支援を行い、課題解決と介護支援専門員の力を高めていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について：

介護保険サービスの利用者（要支援）が、その人らしく前向きに生活できるように支援します。また介護保険サービスを使わずとも自立した生活ができるように、地域の社会資源を案内します。介護保険サービスをご利用になるときは、自身の能力を最大限活かすことが出来るように本人と関係機関で話し合い、日常生活でご自身が出来ることが増えるように支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について：

多くの地域課題を解決する為、関係機関や地域住民・団体と連携を行い、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりを行います。またラジオ体操・映画会・茶話会等の地域行事や、住民主体活動の後方支援をしていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて：

認知症の方が安心して生活できるように地域住民と連携し、近隣住民同士で支え合いながら、自宅で生活ができるようにします。また医療機関などの関係者と連携し、その人らしい生活が送れるよう、地域のみなさまと一緒に考え、共に取り組んでいきます。

9. 民生委員等地域との連携について：

定期的に小地域連絡会を開催し、地域活動や見守りを通じて、認知症高齢者を中心に情報を得て早期に対応していきます。また圏域内の地域福祉センターや、集会所のつどい場へ参加し、民生委員と共同連携していきます。

10. 医療機関との連携について：

医療機関と円滑に情報共有を行えるようネットワーク構築を行い、地域住民の安否確認等の迅速な対応が求められる場面でも、病院等の地域連携室やクリニックと情報共有を行い、医療につなげていきます。

11. その他関係機関との連携について：

地域で活動している地域福祉団体（自治会・防災福祉コミュニティ・老人会・ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・民生委員・みらいサポーター（旧 PTA）・青少年協議会・他）や専門他機関（障害者相談支援センター・警察・消防署・見守り協定事業所・神戸市住宅局・他）と連携し、共同して地域課題への解決に向けて取り組んでいきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について：

あんしんすこやかセンターの運営方針・制度内容を理解し、常に公平中立な立場を維持していくよう情報の共有化・研修参加を行い、チームアプローチにより課題に対応していきます。また必要に応じて地域団体・地域住民・関係機関と連携し業務を行っていきます。

.....
※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 03

あんしんすこやかセンター名： 本山南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 野田 泰延

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

昨年度の評価をもとに、地域活動計画や事業計画をセンター職員全員で策定し、毎週のミーティングや連絡会にて進捗を確認しながら、それぞれが主体的に動き、計画達成を目指します。

年間を通して地域住民からの相談に対応できるように、営業時間外はセンター職員が専用携帯電話を所持し、連絡体制に沿って適切に対応します。

2. 職員の配置について

センター4職種が市の必須研修や外部研修などを通して、個々のスキルアップに努めるとともに、職員間においても知識や情報の共有を密に行い、更なるチーム力の向上を目指します。

また、ICTを活用し事務作業の効率化、スリム化を意識し、職員全員で業務改善に取り組みます。

3. 総合相談支援業務について

地域活動計画の2年目にあたる今年度は、引き続き高齢化率の高い地区に重点を置き、地域住民のニーズ把握に努めます。地域の中で活動しているグループ・団体等がゆるやかにつながりを持ち活動の拡充ができるように、地域活動計画に沿って、地域と協働し、目標達成に向けて 職員全員で取り組んでいきます。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待等の支援困難ケースについては、課題が複雑化しており世帯全体への支援が必要となることも多いため、ケアマネジャーや関係機関との連携を強化するとともに、その他の関係機関とも必要に応じて連携を図りチームアプローチを行っていきます。

また、特殊詐欺の巧妙化、被害の増加傾向にあるため、地域住民に手口を知っていただき未然に被害を防げるよう啓発を行っていきます。

成年後見制度等の権利擁護に関する制度や支援についても地域住民に知っていただく機会を企画し、啓発活動とともに行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジャーからの相談に対し、資源や制度の情報提供を行い、必要に応じて同行訪問やカンファレンスを開催します。ケアマネジャーの自立に向けた支援を意識するとともに、

センター職員自身のスーパーバイズに関するスキルアップに努めます。また、圏域内のケアマネジャーや介護事業者に対して連絡会を開催し、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域や関係機関との連携から、介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握し、センターから積極的にアウトリーチし、適切な社会資源につなげます。

また、介護予防ケアマネジメント業務において、センター内で市巡回派遣員の指導の共有や勉強会を行うことで職員全員のレベルアップを目指します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域診断をもとに、つどい場などの参加機会の少ない地域に対し、事業の活用等による催しの開催や、つどい場に関する後方支援を行い、住民相互の支え合いとなる土台作りにつなげます。

小地域連絡会や友愛ボランティアとの話し合いより課題を抽出し、分析を行い、解決に向けて地域と共に取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

地域や関係機関と連携し、早期に取り組みが必要な対象者の把握に努めるとともに、神戸モデル等の案内やフレイル予防に関する啓発を行います。また、必要に応じて認知症疾患医療センターやオレンジチームとの連携により、適切な医療や制度につながり、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援を行います。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアとの連携により、早期に相談が入りやすいように、日頃から顔の見える良好な関係作りに努めるとともに、幅広くセンターの広報に努めます。また、コロナ禍以降中断している友愛ボランティアグループ同士の交流会を企画し、情報交換ができる機会をつくります。

10. 医療機関との連携について

個別ケース支援において、主治医や医療機関との連絡を密に行い、円滑な連携がはかれるように努めます。また、地域ケア会議等を通して、地域課題について検討し、協力して解決に向けて取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

8050 問題、ヤングケアラー、家族に障害がある等、個別ケースにおける世帯支援の意識を高く持ち、必要に応じて専門機関と連携がはかれるように日頃から各機関の働き等についての理解を深めます。また、対象の関係機関と支援の方向性の確認や役割の明確化等を行い、チームでより良い連携がはかれるように努めます。世帯支援の必要なケースの相談内容を分析し、地域課題の抽出を行います。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員が適正な業務を遂行できるように、常に市のマニュアル等、必要な情報や帳票が速やかに利用できる環境を整えます。また、必要に応じて市や区へ適時適切に報告、相談をおこない、センター職員全員で共有・検討しながら業務を遂行します。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 04

あんしんすこやかセンター名： 本山西部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 森 順子

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続出来るように、高齢者を中心に地域住民や多職種が連携し、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高め、センター業務を計画的に遂行します。

個人情報保護法を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業所なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。

祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や相談の受付対応をします。

職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

2. 職員の配置について

保健師0名 社会福祉士1名（内加配1名） 主任介護支援専門員1名 地域支え合推進員1名 プランナー2名 事務職員（パートを月・木・金配置）すべての職員がセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き地域である行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行い連携をとり、信頼関係の構築を行います。相談記録を有効活用して課題分析をして、センター内で情報共有を密にしていきます。エリア内で行事終了後に出張相談会を随時していきます。全体ミーティングの中で信頼関係を構築するためのコミュニケーションなどの勉強会をしていきます。

4. 権利擁護業務について

権利擁護全般（成年後見制度・虐待・消費者被害など）を地域のつどい場や行事で広報・啓発を継続します。あんすこ便りにも掲載して地域に周知する努力をします。今年度も講義形式で虐待について勉強会を開催します。情報提供し理解を深める講義が出来るように努力していきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

利用者や家族からのクレーム対応ケースや困難ケースなど圏域のケアマネジャーや事業所とも連携を図り、支援困難ケースを必要に応じ、同行訪問し、サポート的な支援をしていきます。地域の特色を生かし、事業者とも顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フレイル予防支援の普及啓発に重点を置きます。

B地域を中心に地域ケア会議での継続課題であるN地域福祉センターの認知度向上のフレイル予防の企画をふれあいのまちづくり協議会と共催でします。2カ月に1回ある「健康クラブひまわり」「ふれあいサロンひまわり」は継続していきます。C地域の住民から「フレイル予防」の企画の希望あり。コープ開催のつながるミーティングに参画し、立ち上げた「健康クラブおかもとサロン」を継続する。

予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活ができるようにマネジメントの強化を図ります。帳票類の整理も同時に行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけではなく、元気な高齢者にとっても住み慣れた地域で孤立することなく、生活出来るように地域住民の居場所や活動の場作りを地域に積極的に出向き、一緒に考えていきます。

① 地域ケア会議の目的やねらいなどが理解できるようにします。

② 地域で開催される行事、給食会、地域拠点型デイサービスなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度に引き続き認知症にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。

認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。バラ公園ネットワークは地域ケア会議として継続していき、今年度は認知症のチラシ配りの継続と児童館や地域でバラネットメンバーによる寸劇と認知症サポーター養成講座の実施をします。

初期集中支援チームとも引き続き連携をしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速な対応をし、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくることで気軽に相談出来るようにしていきます。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療支援が円滑に行える体制作りに努めていきます。医療介護サポートセンターなどと連携の強化に努めます。特に薬剤師（薬局）とは事業者連絡会や地域ケア会議などで連携を深めていきます。個別ケースを通してかかりつけ医と連携を深めます。

1 1. その他関係機関との連携について

圏域内の居宅介護支援センターや介護事業者などと地域ケア会議や事業所連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。

近隣住民・ふれあいのまちづくり協議会・民生委員・シニア会・婦人会・ボランティア・区協働課・社協・警察・障害支援センター・NPO法人などとの連携を図り、更に担い手の発掘をしながら関係作りを構築していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。

高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 05

あんしんすこやかセンター名： 魚崎北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 野田 美智子

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

運営体制については、休日・夜間帯も緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるよう連絡体制をとっていく。虐待、困難事例、緊急事例については区役所と連携して対応していく。

令和7年度のモットーは「利用者の自己決定を尊重し、迅速・丁寧に対応できるチームワークの良い明るいセンター」とした。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。

令和7年度も引き続いてセンター内で連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。外部研修等を受け、内部の会議や研修を行い、知り得た情報を共有し、お互い成長し、一緒に対応を検討し連携をとりながら、業務にあたっていく。

今年度は、年度途中に職員配置に変更がある予定である。計画的に引継ぎを行い、より丁寧にコミュニケーションを図ることで、センター内での連携を円滑にしていくこととする。

3. 総合相談支援業務について

地域とのつながりが希薄な人にも、高齢者の相談窓口として、あんしんすこやかセンターがある事や介護保険、神戸市の施策、インフォーマルな支援についても情報を提供できるように、商店、マンション、病院、薬局、銀行、郵便局、C自治会の広報ルート、B自治会広報ルート、A地域の「プロジェクトA」などの広報ルートを活用し、センター、出張相談会、フレイル予防、神戸市の施策など定期的に有効な広報をしていく。広報ルートに漏れる地域には、イベントでの配布や訪問などで必要な広報を行い、気になる人がいれば、あんしんすこやかセンターに連絡をお願いしていく。病院、薬局、お店などに広報の協力をお願いする。情報の届きにくかった高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。

家族の相談対応時は、「家族を支えるあなたへ」の冊子を活用し、一人で抱え込まずに相談できるようアプローチする。

センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシを地域で配布、掲示、設置をして、相談窓口やつどい場を周知し、活用を促す。

相談対応は、担当者一人ではなくセンター職員全員で共有し、それぞれの専門性を生かし、検討する。

4. 権利擁護業務について

虐待通告・消費者被害報告が増加傾向である。事業所連絡会等の事業所とのコミュニケーションの場を通じ、通報の働きかけをしていく必要がある。少なくとも、事業所連絡会では必ずそうした時間を短時間でも取ることにする。また、虐待予防の冊子「家族を支えるあなたへ」を養護者に当たる方に可能な限り初期に配布し、予防的に関わっていく。

特に虐待や困難事例等は、センター職員全員で共有検討し、複数で対応する。

成年後見については、本人の状態状況をチームで見極め、適切なタイミングで支援に繋げることが重視したい。申し立てをするにあたっては必ず4職種で検討してから、アプローチを行うこととする。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。司法専門職との協働を積みながら、制度の使い方について司法専門職から学び、周知すべき情報があれば、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内の他、制度についての正しい情報提供を行う。

消費者被害については身近な情報や実際に起こった、または起こりうる特殊詐欺・消費者被害の情報をチラシ作成等で分かりやすく広報していくことは今年度も継続する。特に E 地域では今年度、魚崎南部あんしんすこやかセンター・地域の防犯担当役員・東灘警察生活安全課特殊詐欺プロジェクトチーム・D 銀行・E 郵便局との協働で特殊詐欺対策の連絡会を発足したので、積極的に参画する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今年度も、地域包括ケアシステム構築の為、「地域ケア会議」を開催していく。

「B 地域の防災への取り組みについて」を共有し、地域住民に防災への意識を高め備えていただくにはどうしたら良いか検討していく。

「プロジェクト A ネットワーク」で、ボランティア、H のお店、医療、介護が連携し、A 地域で楽しく情報を得られるイベント開催を行っていく。「A 地域で、イベントを継続できるように、支援者の負担を軽減し効率的に取り組める仕組みを考える。

「個別ケースの検討から地域課題について考える」をテーマに個別事例検討会を開催する。ケアマネジャーからの困難事例（認知症、8050 問題、閉じこもり。等）について、地域での困りごとに地域で取り組む方法を考える。

高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、情報などを広く集め、生活を総合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関、特にケアマネジャーへの支援については、多職種で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネジャーや事業者向けの連絡会や研修等の開催とケアマネジャーへの個別支援を行う。

老人会、婦人会、民生、ボランティア団体などの既存のつどい場を把握し、ケアマネジャーや地域の方々に知ってもらえるように、情報提供していく。

災害時の対応について、担当者会議等の機会を利用して、話をする機会を設ける。「くらしの防災ガイド」を参考に、実際に避難する場所や避難時に持参する物品などについて、確認、呼びかける。

防災の観点から、日頃連携している介護保険サービス事業所との情報交換の機会を持つ。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者には介護保険サービスだけでなく、フレイル改善通所サービス、地域拠点型一般介護予防事業、地域の居場所などの紹介や、フレイル予防の情報提供など、適切な支援を提供する。また、本人からの相談を受けた場合や、本人や家族自身が介護予防に関して消極的な場合などに、積極的にリハビリ専門職との同行訪問によるアセスメントを活用し、より正確なアセスメントとニーズ把握に努める。

F 会館で、毎月開催している「シニア元気相談会」にて、6 月にフレイル予防支援事業であるシンコースポーツによる「フレイル対策健康セミナー」を実施予定である。F 会館での定期的な出張相談会を継続し、フレイル予防の普及啓発などイベント開催を継続する。

C 地域の G 公園でラジオ体操の後方支援を実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民、地域役員、婦人会、老人会、民生委員、マンション管理人、地域産業（商店、スーパー、銀行、郵便局等）医療（病院、薬局等）介護事業所から情報提供やご相談頂ける窓口として認識して頂くよう、広報の配布や説明などを実施し、顔の見える関係作りを継続する。

A 地区では「プロジェクト A」として「ゆるーくつながるお楽しみ会」の名称で各団体が協力してのイベント開催がありセンター広報の場とする。今年度も、多世代への広報場所として活用していく。

地域住民、地域役員、地域産業、つどい場などからの情報や暫定訪問により地域住民の困り事を発掘する。

今後も新たなグループの立ち上げ支援が必要な場合に備えて、助成金の説明や後方支援ができるように準備を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は 14 年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後もご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減できるようサポートをしていく。認知症ケアパス、神戸モデルの認知症診断、賠償責任保険、GPS 駆け付けサービス、安心登録制度、KOBE 見守りヘルパーなど情報提供していく。

介入が難しい事例については、認知症初期集中支援チーム(オレンジチーム)と、今後とも連携していく。

また認知症の知識や認知症の人にやさしいまちづくりの意識を高めるように、周知に努め、認知症声掛け訓練を実施する。

A フェスタや「ゆるーくつながるお楽しみ会」で、認知症についての広報をしていく。

9. 民生委員等地域との連携について

小地域連絡会や民生委員連絡会、給食会に参加し、顔の見える関係づくりを継続し、有意な情報提供を行う。

民生委員、地域役員（自治会、防コミ等）、婦人会、老人会、地域の居場所、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討する。

老人会（シニアクラブ）や地域団体に向けてフレイルについて広報行い、広く情報が届く工夫を行いフレイル状態になった時に、早期に取り組めるようにする。

また、老人会については、メンバーを増やしたい老人会とそうしたコミュニティに入りたいと希望している高齢者のハブとしての動きの継続と老人会での介護保険やあんしんすこやかセンターの広報活動を老人会のニーズに合わせて継続する。

防災福祉コミュニティとの連携の中で地域防災の意識を高める活動も実施していきたい。

10. 医療機関との連携について

入退院時に病院と連携し、「入退院連携シート」等を活用しながら、情報共有し一緒に対応を検討する事で、スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。

病院や薬局に、制度やインフォーマルな情報を提供し、掲示やチラシ配布など協力依頼し、地域とつながりの少ない人にも、情報提供できるようにする。

また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

11. その他関係機関との連携について

地域コミュニティだけでなく、H 商店街、I 店舗、J 銀行との協力関係の継続し、新たに連携できる社会資源がないか模索する。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携を継続する。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加を依頼し、個別事例だけの関わりでなく、一緒に地域の課題に取り組む。センター以外の関係者も、司法専門職と顔の見える相談のしやすい関係を作れるようにする。

毎月 2 回開催の「うおざきご近助さん」は、地域共生社会を目指し、年齢、性別、介護、障害などの枠なく誰もが相談できる場所を作る目的として発足、地域住民、障害支援センター、地域包括で開催している。活動状況が当初の目的から乖離してきているが、活動内容は良いものをしていること、センターは飽くまでオブザーバー的な立ち位置での参加であることから、側面的な支援として、参加を継続する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域包括支援センター事業の実施にあたっては、利用者の生命・財産・基本的人権を守る権利擁護の理念を旨とし、その適正かつ公正・中立な事業実施のため、神戸市介護保険課、東灘区保健福祉課、地域の保健医療福祉サービスと連携し、確認、報告、相談を重ねながら、実施するものとする。難しい判断が必要な際は、センター単独で判断・実施はせず、複数の機関で判断することで、公正性・中立性を担保する。また、神戸市の弁護士相談の活用やセンターと連携している司法書士との協働等、司法専門職との連携も実施する。

.....
※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 06

あんしんすこやかセンター名： 魚崎南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 土肥 真由美

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う体制づくりを公平中立にチームアプローチで取り組む。

夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応出来る体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応出来るように毎朝のミーティングで情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でも対応が出来るようなチーム体制を維持する。

2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種(看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員)を配置。

4職種が包括業務に専念できるよう介護予防専従プランナー3名、パート職員2名配置。

虐待防止対応など権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続、チームで対応できる体制を維持する。

LSA事業についてはセンター職員全員で対応を行うことを継続する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として日頃から相談が入りやすいセンター運営を行う。

網の目(セーフティネットワーク)を細かく広げサポートの必要な方が繋がっていく仕組みを地域住民、機関と一緒に作っていく。

- ・ 個々の援助技術のスキルを向上し、見立てから方針決めまでチームで検討する前にある程度見立てが行える事が多忙な日々において重要になってくる。
- ・ 多職種とのチームアプローチが必要なケースが近年増えてきている。地域の事業所からの相談も増えてきている。日頃から顔の見える関係づくりのために居宅連絡会、事業者連絡会を開催、昨年度は1年を通じて連絡会で共通課題を見出し、個別ケア会議開催に至るまでの経緯があった。チームとしてスムーズな連携や協働が図れる体制作りをしていく。
- ・ 個別ケア会議から見えてきた「身寄りのない方の支援困難さ」「認知症の方の意思決定支援の困難さ」に対して今年度は地域に向けて、専門職に向けて、制度に関する啓発に力を入れていく。知る事で支援に活かせる、良い支援に繋がることを目指す。
- ・ 土曜日を月に1回開所日とし、職員2名体制で対応を継続。

- ・ 月に1回〇地区出張相談を継続し、センターの周知、情報発信を継続、昨年度も広報先が増えたが今年度も銭湯や店舗等開拓をしていく。

4. 権利擁護業務について

- ・ 虐待リスクの高いケース等初期の段階から関われる支援者との関係づくりをしていく。
- ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関との連携を図りながらコア会議後の支援者間での支援検討を行う等丁寧なチームアプローチで対応していく。
- ・ 虐待ケースに関しては常に4職種全員で共有・検討を大切にしており、誰もがいつでも対応出来る体制作りをしていく。
- ・ 介護リフレッシュ教室では認知症の方を抱える家族が多く参加されている。介護者への支援(ケアラー支援)を大切に、リフレッシュ教室を通じて声掛けをする等丁寧な対応をしていく。
- ・ うおみな♡ハートネットの取り組みを通じて認知症への理解、更には介護者への理解を地域に浸透させ、地域全体でやさしく関われる風土作りを目指す。
- ・ 今年度はACPにも着目しリフレッシュ教室や圏域内事業者連絡会において支援者とも一緒に考える事が出来る機会を増やしていく。
- ・ 昨年度の個別ケア会議から見えてきた課題より成年後見制度、遺言等制度についての啓発をしていき住民自身が知れる機会を持つことで積極的に権利擁護への取り組みが出来る様支援していく。
- ・ 昨年度から繋がっている地域の金融機関と魚崎町防犯協会、魚崎南北あんしんすこやかセンター、ふれあいのまちづくり協議会等が消費者被害防止に向けての取り組みをしていこうということが挙がっている。今年度そのネットワークを強化し町ぐるみで取り組みを行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用出来るよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的マネジメントを行っていく。

- ・ 圏域内の介護支援専門員が集まる「うおみな居宅連絡会」の開催が定着してきた。昨年度は圏域内のみならずテーマによっては委託依頼している居宅支援事業所にも声かけし、それぞれに抱える課題を一緒に検討、地域ケア会議に繋げていった。今年度も引き続き個別ケア会議へ結びつくような課題の抽出、整理をしていきたいと思っているがこの会の本来の目的は“ケアマネジャーが集まって普段の困りごとや相談が気軽に出来ること”としており会を重ねていく中で、ケアマネジャー自身から「こんな事がしたい、個別ケア会議で取り上げたい」という意識が高まればと思っている。
- ・ 圏域内事業者連絡会を年に2回開催をしていき地域と事業所との課題集約や、地域のインフォーマル情報提供を行うなど地域のつなぎ役としてネットワークを構築していく。
- ・ Fine link、センター設置のボックス、ファックス、メール等の活用で圏域内の事業所への情報提供をコンスタントに行う。
- ・ 神戸市ケアマネジャー連絡会、医療介護サポートセンター、各関係機関と共同でケアマネジャーや地域事業者に向けて研修開催していく。
- ・ 支援困難事例への支援⇒ケアマネジャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催提案、地域の居宅会議支援事業所との相談連携を密に行う。

- ・ 昨年度の個別ケア会議を通して見えてきた「権利擁護支援」に対してのケアマネジャーとして苦手意識が高い事が伺えた中でセンター職員自身もしっかり制度の理解をし、実践に活かせるスキル向上と支援者からの相談に適切に応じる事が出来るスキルを身につけていく。支援者が制度を学べる機会を作っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標を立て、対象者自身の意欲を引き出すような自立支援を行う。介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿って適切な介護予防マネジメントを提供する。予防的支援の要としての KOBE アクティブシニア目標シートの活用もしながら幅広い視野、社会資源の提供等、高齢者自身選択の幅が広がるよう支援に携わる。

- ・ 自ら介護予防に取り組めるような動機付けを意識したケアマネジメント業務を行う。
- ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用する。
- ・ 委託先の居宅介護支援事業所を中心に地域のケアマネジャーへ介護予防に繋がる社会資源の提供を行っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化、事業所等の専門職も合わせり地域全体で作る網の目のような支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。(セーフティネット見守り)

- ・ つながり通信を 3 か月に 1 回(年 4 回)発行、うおみな♡ハートネットの活動、地域行事への参加、地域ケア会議等を通じて情報の共有、発信を強化、多世代にわたる福祉的視点が強い住民が増える事、更には気になる方に目が向く、支え合いの力が育つ、そういう目標を持って活動していく。
- ・ 網の目見守りを広げていくには地域の店舗の協力も必要不可欠。圏域内のコンビニ、スーパー、ホームセンター、酒蔵、パン屋、美容室等高齢者が行き交う店舗が情報発信やセンターの役割理解等協力してもらえるようにアプローチしていく。
- ・ 高齢者や地域同士の支え合い活動そのものが介護予防に繋がっているという視点からアプローチしていく。
- ・ 地域のつどい場を応援していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の方が住みやすい地域は子どもから高齢者、障害者、誰にとっても安心して暮らせる町になる！を理念とした「うおみな♡ハートネット(認知症サポートネット)」の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努める。

- ・ うおみな♡ハートネット通信を作製して活動の報告を定期的に発信していく。
- ・ 東灘区の若い世代に対しての啓発をしていくという方針に足並みを揃えながら圏域内で出来ることを考えていく。夏祭り、秋祭りのイベントへの出店を通して多世代への発信、昨年度協力を得られた魚崎中学校のハートプロジェクトの学生を巻き込む等、認知症の事を知ってもらうような機会を作る。
- ・ うおみな♡ハートネット実行委員会の新たなメンバーを募集する。

- ・ 認知症介護者支援としてリフレッシュ教室、認知症家族の会の情報提供、及び参加を促していく。うおみな♡ハートネットとのコラボした形で開催も企画していく。
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、神戸モデルの啓発活動をする。
- ・ 様々な啓発活動を通して行方不明高齢者捜索メールの受信者を増やす。
- ・ 網の目を広げる取り組みとして認知症声かけ訓練を実施、イベントを機に小地域内でのつながり強化、新しい地域資源と自治会の繋がりが出来るサポートを行っていく。(日頃のつながりがいざという時の支え合いに)

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員を中心とした個別支援だけでなく、地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、民生委員も各種地域団体と協働して住民同士の支え合いネットワークを強化、福祉力の高いまちづくりを目指す。

- ・ うおみな居宅連絡会や事業者連絡会、地域ケア会議など専門職が集まる場へ民生委員にも積極的に参加して頂き、各関係機関の専門職と一緒にテーマについて検討を重ね相互理解を図る。
- ・ 地域のつどい場での気軽な交流や、日頃から顔を合わす機会を増やし、民生委員がセンターに相談し易い機会を多く持つ。
- ・ 昨年度取り組んだ友愛訪問グループとのつながり強化を今年度も継続していく。併せて友愛訪問活動を改めて見直していくアプローチも必要と考えている。民生委員欠員地域で友愛活動をするグループ、昔からあり続けるグループ、自治会と民生委員とつながりが強いグループそれぞれで活動への温度も役割の捉え方も違う。負担や不安を感じているグループへのサポートは勿論だが区社会福祉協議会と一緒に見直して、対応していくアプローチが必要な時期に来ている。

10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保健・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 医療・介護サポートセンターとの連携、地域の医師やケアマネ等のニーズを共有する。
- ・ 医療機関の MSW・PSW と研修等通して実践的な連携を強化していく。
- ・ 認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援センターとの連携を強化していく。
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医療機関の参加も呼びかける。
- ・ 地域の情報共有や広報への協力を医療機関に呼びかける。
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加へも声かけし、日頃の顔の見える関係性構築をし、チームアプローチへの備え、協力体制の強化を図る。

11. その他関係機関との連携について

当センターが円滑かつ効率的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要である。様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を図っていく。これまではセンター発信での連携が多かったが特に昨年度からセンターに連携を図ってくれたり、自ら関連する機関に声掛けをしてくれたり、提案を図ってくれたりという動きが見られ

るようになってきている。今後も WIN-WIN な関係が構築され相互作用で発展出来る活動を心掛けていく。

- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携を丁寧、大切にす。
- ・ 児童館にセンター通信を設置させて頂く等、若い世代にもセンターを知って頂き、高齢者支援を地域全体で考えられる風土づくりをしていく。
- ・ “地域に福祉的視点を強化する、狭間の支援を地域で” をモットーにされている「うおざきご近助さん」の活動に協力し、社会課題となっていることを地域に発信、理解してもらえるような取り組みを行う。
- ・ 地域の各種団体、小学校、中学校が集まるプラザの活用で顔の見える関係づくり、地域の課題を共有し、発展的に取り組んで行ける地域づくりを目指す。
- ・ 近年防災福祉コミュニティの弱体化が進み、防災についての地域発信が弱くなっている印象である。今年度は「防災」にも着目した投げかけをセンターとして意識していく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営に当たっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の意思に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業務を遂行する。

- ・ 正当な理由なく特定の事業所の利用に偏らない。
- ・ 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない。
- ・ 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：07

あんしんすこやかセンター名：住吉北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：伊賀 浩樹

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

① 職員体制について

社会福祉士等・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」で業務を行う体制を構築する。

そのために、営業時間内には常時センター職員が2名勤務できる体制にすること。

また、毎日朝夕のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにすること。さらに、緊急性がある虐待対応等の事例については、速やかに出勤しているセンター職員間で情報共有等検討し、上司に報告する体制を整える。

② 営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日

(日曜日及び12月31日～1月3日は休)営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。

また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員がやむをえず訪問・会議等で外出し、電話対応等ができない場合においては、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。

営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員・管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

③ 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

④ ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、災害時等システムが使えない緊急時においても迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

⑤ センターの広報

せせらぎ通信を定期的に発行すること、掲示場の活用、ポスティング等で、地域住民・民生児童委員・関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

⑥ 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士等	3名
主任ケアマネジャー	2名
保健師・経験のある看護師	2名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名
事務員	1名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして必要に応じて、当事者・家族への電話や訪問を行う。

③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

また、相談者からハラスメントと見受けられる行為があった場合は、あんしんすこやかセンターハラスメント対策マニュアルに基づき、適切に対応する。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、地域住民の皆様には掲示板等の活用や広報誌等で、必要な情報提供や注意を促す。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する。また、各事業所等にも必要に応じてメール・FAX等で注意を促す。

② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民や事業所が主催する会議等でパンフレット

を用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ばあとなあ兵庫等関係機関と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、圏域内のサービス事業所に東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年1回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、速やかにセンター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、区保健福祉課に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて、現状の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等、本人及びご家族への支援困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、ケアカンファレンスにて現在の実態を報告して、職員間の情報共有を図り、多職種のチームで適切に対応する。

⑤ 災害時等緊急時の対応

マイケアプランに災害時の緊急連絡先、避難所等を記載することで、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については、迅速に対応できるよう日頃から利用者の緊急連絡先の情報を管理する。また、神戸市の災害時マニュアルに沿って、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等地域の関係機関と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進めること。また、法人内の事業所と協力し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を検討する。

⑥ BCPの策定

災害、感染症のBCPを作成し、研修や訓練を実施することで、発生時、利用者に対して必要なサービスが安定・継続的に提供されるよう調整する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医等医療機関と介護支援専門員との多職種協働、及び地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

- ・地域ケア会議等で圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に個別課題や地域課題の情報を共有し、課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等と多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会・薬剤師会・医療介護サポートセンター・オレンジチーム等に協力を働きかける。

② 介護支援専門員の個別支援

- ・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時事例検討会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。
- ・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。また圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。
- ・圏域内の主任介護支援専門員と定期的に会議を開き、課題の情報共有を図り、介護支援専門員同士の繋がりを深める。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。また各地区で居場所づくりを目指し、健康でいるためにフレイル対策の3つの柱（栄養・身体活動・社会参加）を広めていく。具体的には、専門職による講義やイベントを通じての広報、集いの場での啓発を計画的に行っていく。

要支援認定者及び事業対象者・フレイル通所改善サービス利用者

360名程度

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・介護予防プラン（介護予防サービス支援計画・マイケアプラン）の作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。

② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。

③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。

④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。

⑤ フレイル通所改善通所サービスの啓発していく。

⑥ 住民の意識に応じて自然とフレイル・健康増進や介護予防につながる環境づくりをしていく。今年度は特に住吉中部地区で「健幸プログラム」年6回（医師による講演会、保健師による健康チェック等）開催、ふらっと住良本町でのフレイル強化月間での講演会や体を動かすイベントを計画し、地域住民自らフレイルや介護予防の意識を高める仕組みを構築していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

感染症対策をして、コミュニティづくりを進めるために、少人数での集いの場の支援・広報誌の発行等の広報啓発を実施していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ① 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進を図る。認知症予防及び早期診断制度の活用や行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。
- ② 来年度住吉小学校もしくは渦が森小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また昨年度と同様に地域住民が主催する会議や行事が開催されれば積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及びS 県営住宅管理者会議、D プラザ等の地域住民主催の会議に参加

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の病院やクリニック、歯科医院、薬局と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに医師会等医療従事者や医療介護サポートセンターの会議や研修に積極的に参加して顔の見える関係をつくり。必要な情報が得られるように連携を深めていく。

11. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域を A・B・C・D の 4 地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。

コミュニティづくりについては、A 地区は昨年度の継続で、介護サービス事業所や NPO 法人等連携してフレイル予防啓発、居場所づくりを実施。B 地区においては、集える場所を増やすこと。C 地区については、住民同士の見守りを深めること、多世代交流を通じ、認知症の理解を広げること、D 地区については、転居が求められている S 県営住宅の住民への見守り支援を重点的にする。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

①公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

②公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
（サービス利用はケアプラン作成が前提）
- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 08

あんしんすこやかセンター名： 住吉南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 伊藤 栄治

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談に対応できる体制をとる。

また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

2. 職員の配置について

保健師・看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、各1名を常勤専従で正規配置しているが、R7年4月現在、地域支え合い推進員が欠員となっているので早期に配置できるよう努める。

各業務に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう毎朝ミーティング等での情報共有を徹底する。また、センター内マニュアルの整備や事務所内業務等の当番制の実施、業務その他進捗状況等を可視化する工夫を行い、引き続き円滑なチームアプローチ実現に努める。

3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を把握できるよう常に情報収集を心がける。

地域の特性を把握し、必要な人に必要な支援が行えるようニーズに則した情報提供や情報共有の方法も工夫・改善していけるように日々心がける。

センターの事業目標や業務内容の紹介などを行う機会を設け、各地区の掲示板にセンターのチラシを貼らしてもらい、センターの役割を圏域内に広く周知することを継続的に行う。

4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。

特に虐待については、センター内連携を取り、センター職員の対応を向上していくよう努め、関係機関と連携を取り、役割分担をうまく行える体制をつくり、早期解決を目指す。

また、成年後見制度や消費者被害に関しても地域への啓発、支援を行うと共に、センター職員が研修会等に参加するなど自己研鑽を重ね、さらに専門性を高めると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より質の高い支援、適時の対応を心がける。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や研修会等を年に数回開催する。

圏域内・委託先居宅介護支援事業所との連絡会や事例検討会、研修会等を開催、関係機関との地域の防災についての情報共有、意見交換等の場、ケアマネジメントに関する勉強会等を継続的にできるようにする。

また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践を推進するために、センターとして必要な後方支援を継続するとともに、センターが把握できていない圏域内要介護高齢者他困難ケース等の把握も継続的に行い、成年後見制度、オレンジチーム、虐待早期発見等必要な助言や支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき優先すべき地域を選定、その地域の特性に応じた介護予防の取り組みを行う。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを継続的に実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心に見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図る。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力する。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座や今年度予定している認知症徘徊模擬訓練等の実施にむけて取り組んでいく。

また、相談受付票より、認知症についての相談が多い地区を割り出し、認知症神戸モデルの説明する際意識する等、必要な地区に優先して情報提供を継続的に行える体制をとる。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の連絡会への参加や民生委員との情報交換会の開催を必要に応じて実施する。

また、地区の広報誌や法人広報誌等にセンターの取り組みについての情報を発信できるように働きかける。

10. 医療機関との連携について

東灘区医療介護サポートセンターと連携体制を継続し、周辺医療機関とは常に連携を取りやすい関係を構築できるような働きかけを継続する。

1 1. その他関係機関との連携について

地域見守りやセンター行事等で活動するボランティアとの交流会や勉強会を開催し、活動の継続を支援する。

令和6年度は、地域ケア会議を開催し、「認知症の方に対するコミュニケーション」について参加で学ぶことで地域の方々との顔見知りの関係ができた。

令和7年度は、認知症に対しての実践的な取り組みとして「声掛け訓練」を予定しており、地域のネットワークの構築に向けて取り組んで行く。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、その遵守に努める。

また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者偏りに偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 09

あんしんすこやかセンター名： 御影北部あんしんすこやかセンター

運営管理者名： 伊賀 浩樹

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

（1）職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門的な業務のみを担当するのではなく、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・事例検討会を開催し、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーに対応する。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討する。

（2）営業時間について

営業時間 （月）～（土）9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）
営業時間内に訪問する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

営業時間外の夜間・休日等については、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

（3）個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定（取り扱い規定）に基づき、個人ファイルの保管を徹底する。また、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、事務チェック表に基づき、定期的に確認する。

（4）ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようファイルを作成する。迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

（5）センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等について広報・啓発を行う。

（6）苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、高齢者、家族、事業者等からの相談苦情に対応し、内容等を記録する。神戸市・区役所など担当部署に報告し、公正・公平な介護サービスの提供や介護保険制度全体の安定性の確保に努める。

2. 職員の配置について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
看護師	1名
地域支え合い推進員（認知症地域支援推進員 兼務）	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続するために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

昨今における問題（感染症予防、8050問題、引きこもり支援、防災福祉など）の相談にも、関係機関と連携しながら対応する。

（1）地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、問い合わせ時に、案内する。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

既存の防災福祉ネットワーク、認知症サポートネットワークのほか、新しいネットワークの後方支援をする。

（2）地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行う。

（3）総合相談としての機能について

あんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、神戸市作成のパンフレットやあんしんすこやかセンター等作成の広報紙等で啓発していく。

相談があった場合は、実態把握を基に、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供、関係機関の紹介やフォローをする。個人の意思を尊重し、個人情報保護などに配慮する。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

（1）消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を活用し、迅速に神戸市に報告する。

詐欺被害など未然に防ぐことができるよう啓発を心掛けていく。

（2）成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を行う。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度

の相談や活用できるように援助を実施する。

(3) 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、パンフレットを作成、配布し、虐待事例のケース会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報時は、職員間で検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに沿って、すみやかに区保健福祉課に報告、コア会議の開催、情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し連携しながら対応していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

御影北部地区の地域包括ケアを推進していくために、地域ケア会議を随時開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討していく。介護・医療等の多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

地域ケア会議や情報交換会については、感染予防に配慮し、場合によってはオンラインなどで開催していく。

(2) 介護支援専門員の個別支援

御影北部地区の介護支援専門員の個別相談に随時対応する。支援困難事例については、随時会議を開催し、ケアマネジメント支援をする。

東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

(3) 困難事例への対応

認知症や不適切介護等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

(4) 災害時等緊急時の対応

要支援等高齢者への災害時・緊急時の支援について、迅速に対応できるよう担当学会議で確認し、ケアプランに緊急連絡先や避難場所などを記載しておく。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡し必要な対応ができるように、BCPの作成やネットワーク構築に努めていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援をし、要支援・要介護状態を予防し、高齢者の自立した生活の支援を行う。

対 象 者： 要支援 (1.2)・事業対象者 (※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業)

対象者数： 240 名程度

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
- ・ 課題分析

生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・ 介護予防プランの作成

利用者に対し、わかりやすいプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・ サービス担当者会議

情報提供のあった関係機関に情報の還元、連携を行う。

- ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、モニタリングを行う。個人のニーズにとどまらず、地域のニーズについても評価分析する。

(2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施する。

(3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。

(4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発する。

(5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応する。

(6) 介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、適切なフォローアップを行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じた必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、ネットワーク会議等を開催し意見交換や課題討議を実施する。また、認知症カフェの運営協力と支援を行う。

声かけ訓練や認知症についての学習会等の開催を企画・実施し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事や地域住民との交流を通して、コミュニティづくりを支援する。

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。神戸市版「入退院連携シート」を用いて、入退院時における医療・介護を切れ目なく円滑になされるよう努める。

11. その他関係機関との連携について

課題が解決できるように、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察・消防署等との公的な機関とも連携を深め、情報を共有していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

(1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守する。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

(2) 公正・中立性を確保するために、次の事項は行わない。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止（利用者申込者の意思が前提）
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止（利用者申込者からの依頼が前提）
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
(サービス利用はケアプラン作成が前提)
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 10

あんしんすこやかセンター名：御影南部あんしんすこやかセンター

運営管理者名：神谷良子

令和7年度、あんしんすこやかセンター事業においては、日頃からの地域との関りを通して、地域に根付いたセンターとして周知に努め、災害時の連携や多様なニーズの早期発見機能として有効なものとなるよう、地域の声を丁寧に聞きとり、必要性に応じて行政や関係機関とも連携し、地域住民が互いに助け合い安心していきいきと暮らせるように、地域共生社会を目指して以下のとおり取り組みます。

※ 下線は重点目標

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報の保護、介護保険法、労働基準法など関係法令遵守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を受けられるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて 24 時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ 災害発生時を想定した避難訓練などを実施し、有事の際には職員の安全を確保し、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。
- ⑦ あんしんすこやかセンターの災害時対応ガイドラインを基に、災害時のセンターの役割を確認し、法人の BCP との連動を図る。
- ⑧ 各職員が仕事と介護や育児など、家庭との両立が無理なくできるよう十分に協力体制を整え、法人の各種休暇も取りやすくするとともに、効率的な業務体制を実施する。
- ⑨ 職員の健康と業務継続のために、センター内外において相談者や職員の感染症の罹患リスクを減少する取り組みを継続して行う。
- ⑩ 法人と共同で実施する各委員会（ハラスメント対策委員会、災害対応委員会、感染症防止委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会）の実施や BCP のブラッシュアップを図り、センターとしての必要な行動を検討し実行していく。

2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」は地域支え合い推進員が兼務し、認知症に関する相談業務を強化する。

3. 総合相談支援業務について

発見機能を有する地域行事の多くが再開しているが、参加に躊躇する人や孤立傾向の人も見られる。また、医療や介護サービス等の必要性があるにもかかわらず、受け入れを拒む方も見られる。それらを補完できるように地域住民とともに、多様な方法での情報収集や繋がりができる取り組みに注力する。また、相談や要介護認定の申請を行ったものの、サービス未利用者やつながりが希薄になっている人についても多様な方法でアプローチを行う。地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心してその人らしい生活を継続していくために、個人に応じてどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できることを目的に、地域の集まりや学校（高校、中学校のPTA）などを対象にセンターの周知を行う。また、継続して、若い世代への周知を目的に、圏域内の高校と協働し、家庭科授業の中で地域包括ケアや地域で暮らす認知症の方々に対する理解や対応方法、ヤングケアラーについての講義を予定する。
- ② センターでの相談だけではなく、多世代の地域住民が身近な場所で気軽に相談が来て、地域との繋がりを保つことを目的として、郵便局や店舗、薬局、医療機関等に働きかけてセンターの周知等の広報を行う。
- ③ 相談を受け、支援の必要性が判断されるがサービスが未利用な方（世帯）について、状況に応じた実態把握を続ける。また、居宅介護支援事業所とも連携し、同様のケースの把握を行う。
- ④ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ⑤ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

- ⑥ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題、ひきこもりやヤングケアラーなど専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区保健福祉課や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑦ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑧ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。
- ⑨ 広い年代の地域住民にセンターの存在を周知することで、早期からの介護予防や介護者の負担軽減を図るため、自治会に協力を依頼し掲示板へセンターチラシを掲示する。今年度も65才未満の世代に向けて、学校関係等にアプローチし、センターと認知症の理解について周知できるように力を入れる。
- ⑩ 「協力事業者による高齢者見守り事業」として宅配業者や新聞店など多様な事業者からの連絡の機会が増えてきた。民間事業者との見守りに関する連携を深め、緊急性の高い安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、命を救う対応や地域の見守りにつなげていく。
- ⑪ 圏域内の高層マンションからの相談件数が増加している中、見守りの要である友愛訪問メンバーは高層マンション特有の見守りの難しさを感じている。これまではマンション住民にセンターの周知等を行い、同じマンションの住民である友愛訪問リーダーの方にも、小地域支え合い連絡会へ出席してもらい、現状を聞き取ってきた。今年度はマンションの見守りメンバーにも、これまでセンターが受けてきた相談件数等の数的根拠をもとに説明する機会を設け、見守りについて検討し、マンションの住民へ向けてセンターの周知ができるようアプローチする。

4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用する。また、ケアマネジャーや他の専門職等、地域からの相談に対しても速やかに対応し、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための申立て手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。同時に家族についてもニーズ把握を行い対応する。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ⑤ 高齢者虐待の防止について、パンフレット等を活用して市民への啓発を行う。
- ⑥ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。

- ⑦ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。消費者被害の相談を受けた際には区や市に迅速に報告し、圏域内の市民及び関係者に情報提供を行うなど注意喚起・啓発を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。そのために、

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 地域の指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定対象になった場合には、地域の要支援者の把握等を目的に一定の関与を行う。また、介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議（えがおの会）を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等については課題の複雑化や多様化がみられ、介護支援専門員やセンター職員のスキルだけでは対応が困難な場合もある。行政や、他の専門機関とも連携して相談助言を行うとともに、計画的に事例検討会や研修会等を実施するなど、支援ニーズに対応した取り組みを実施し、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
- ⑥ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。介護支援専門員から提出された事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、地域資源の開発など解決に向けた取り組みを実施する。
- ⑦ 災害時を想定した地域ケア会議を開催する。昨年度は能登半島地震に実際に関わられた方から体験された話を聞くことができた。そこでこの課題を踏まえ、今年度は関係機関間での「情報の共有方法」について、緊急時の対策として要援護者リストの作成や情報共有について有効な手段を検討していく。民生委員や自治会、行政機関、サービス事業所、医療関係、防災福祉コミュニティー、NPOなどを想定している。
- ⑧ 緊急時の情報共有を目的に作成して取り組んでいるあんしんカードについて、今年度はデータの可視化を進める。活用方法については地域ケア会議等の機会を活用して広げていく。
- ⑨ 地域の関係機関として、銀行や警察などから、気になる高齢者の情報を頂く機会が増えてきた。今後も連絡には迅速に対応していくようにする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域行事を通してフレイルや認知機能の低下を予防することに重点を置いた取り組みを行う。

また、予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすことを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。そのために、

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源（老人クラブ、ボランティア活動、地域における健康づくりや交流促進のための活動等）を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。
- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 国道43号線を挟み南のエリアでは、道路の横断が難しくなってきた高齢者もあり、閉じこもり傾向が課題となっていた。B大学リハビリテーション学科の3年生と共同して、地域住民みんなで取り組めるフレイルチェックや介護予防講座、介護予防体操を年4回実施し、後方支援を行う。また、介護予防の普及啓発にも努める。
- ④ 自治会が主体となり実施している、A地域での介護予防体操の取り組みとして「ボッチャ」を側面的に支援する。コロナ禍で一時はひと桁の人数まで減少していたが、「ボッチャ」「歌」と企画を増やし月に3回の集い場開催につながった。今後も後方支援をする。
- ⑤ 「3人寄れば介護予防のススメ講座」は引き続き自治会に働きかけ、あんしんすこやかセンターを身近に感じていただけるような内容にし、講座では介護保険申請時の流れなどを知っていただく。
- ⑦ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。
- ⑥ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。

7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理、及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の支え合いのコミュニティづくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 認知症地域支援推進員を兼務する。
- ③ 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ④ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ⑤ 圏域内の地域ケア会議における協議体の役割を担う。
- ⑥ ひとりぐらし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑧ ふれあいのまちづくり協議会の出席をはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。
ふれあいのまちづくり協議会については自治会・教育機関が参加されることから早期発見等の連携を伝えている。特に教育機関に対して、家庭内でヤングケアラーの役割を子供たちが担わされている実態の把握など連携の強化を継続して伝える。
- ⑨ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症に関する相談が増加している。多方面からの情報収集や、地域の理解を深め認知症になっても住み続けられる地域づくりを目指す。そのために

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民の見守りなどを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域の関係機関との連携を深める。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、住民主体で行われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。
- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医、オレンジチーム等との連携を持ち、地域住民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。
- ④ 介護リフレッシュ教室などを通じて、家族が語り合い、共感や分かち合いの時間を持つことで、介護者が心理的にも負担が軽減できるようにサポートを行う。
- ⑤ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業、神戸モデルの普及啓発や手続等を引き続き行い、早期対応に務める。
- ⑥ 警察署より報告が入る「認知症にかかる支援対象者情報提供制度」において、区役所から連絡を受けたら速やかに対応し、報告する。
- ⑦ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。
- ⑧ スーパーのレジがセルフレジ等への移行の波及を受け、認知症高齢者への対応が増加している現状がある。商業施設内のスーパーとの協働の在り方を模索しつつ、集客数の多い場での認知症啓発活動につなげる。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、今年度も相談を受けた事例に対しては速やかに対応する。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。特に改選年度であるため情報の引継ぎができていないか後方支援を行う。
- ③ ふれあいのまちづくり協議会や地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な小地域支え合い連絡会を開催する。また、毎月の定例会では、開始前から参加し情報交換を行う。
- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 災害時における要援護者支援について、民生委員と定期的に意見交換や勉強会を実施し、地域の関係機関に広げていく。

- ⑪ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助（見守られる人が自ら発信できるなど）を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。
- ⑫ 地域にある「寺院」と連携し、寺院が把握している「地域からの悩みこと相談」などをもとに、今後どのような地域連携ができるかを一緒に検討する。

10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これらの間での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わす機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。
- ② 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に、チームとして相互理解を深められるような研修会等を開催する。
- ③ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。
- ④ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、研修会や事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑤ 区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。
- ⑥ 「医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

11. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。特殊詐欺被害防止に向けた高齢者の福祉的な支援については、情報提供書が届いたら対象高齢者について実態把握をするとともに、福祉的な視点から支援を検討し必要な対応を行う。また、日頃の活動の中で、センターが消費者被害の情報を得た場合、対象高齢者からの同意が得られた場合はセンターから警察へ通報する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。

- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和7年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 11

あんしんすこやかセンター名：六甲アイランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：大庭己勝

令和7年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※ 当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営をし、専門職が相互に連携し適切な支援が行えるように体制を維持します。神戸市あんしんすこやかセンター運営方針、あんしんすこやかセンタービジョンを理解したうえで業務を行います。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日

営業時間 9時～18時

※夜間・休日等の24時間の相談は、転送電話にて受付します

(2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取り扱い事務チェック表に基づき、7月と1月に業務内容の確認をし、個人情報が漏れないようにします。個人情報を持ち出す場合は、昨年度に引き続き持ち出し管理簿へ記載し管理します。

(3) チームアプローチ

朝礼での情報共有、週1回以上4職種でミーティングを行い、相互に連携、協働しながら、チームとして実施できる体制を維持します。

(4) 資質の向上

昨年度は、外部の研修を6名が累計18回受講し、支援困難ケース対応力や相談援助技術などの研修内容をセンター内で共有しました。今年度も職員のスキルアップをバックアップし、研修の成果を業務に活かせるようにします。

(5) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政に報告します。

(7) センターの広報活動

今年度も、あんしんすこやかセンター便りを毎月発行し、医療機関、民生委員、マンション掲示板、地域福祉センター等へ配布し、センターの役割や所在の広報を継続します。今年度も街区内の集い場2か所での出前講座を開催し、あんしんすこやかセンターの広報活動を効果的に行います。

2. 職員の配置について

予防専任プランナーは、常勤換算 3.4 名となりました。予防ケースはプランナーが主に担当していけるよう今後も積極的に採用していく予定です。シルバーハウジングにおける見守り推進員は定時職員を今年度も引き続き配置します。

3. 総合相談支援業務について

相談受付後、適切なサービスにつながっていないケースや要支援・要介護認定を受けてもサービスを利用していないケースなど気になるケースについて電話連絡や個別訪問し、介護予防や支援が必要なケースの把握に努めます。また、障害者支援など相談内容についても複雑かつ多岐にわたっています。引き続き、迅速な対応ができるよう、相談内容の分析を月一回、定期的に行い必要に応じて障害支援センターや各関係機関との連携にも努めます。

4. 権利擁護業務について

今年度も成年後見制度、虐待防止の啓発、消費者被害防止の情報を年 12 回発行するあんしんすこやかセンター便りに掲載し広報を継続します。

困難事例や虐待ケースには、組織として対応し、ケースカンファレンスで支援の方向性を決め、役割分担をして集中的に支援ができるようにしています。引き続きセンター内で、制度やサービス等の仕組みを理解し、適切に支援ができるようチームでの情報共有を密に行います。権利擁護についての相談が昨年度増加傾向にありました。地域住民向けに講演会を開催し重点的に啓発し広報・周知します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の介護支援専門員と協同し、スキルアップのための勉強会を 9 月頃に企画します。個別ケースに関する支援については、介護支援専門員から支援困難ケースの相談があれば、医療機関や関係機関と連携できるようカンファレンスを開催するなどの支援を行い、必要に応じて同行訪問を行い対応します。また、ケアマネジメントに活かせる社会資源については、地域の高齢者にも案内しやすいように、つどい場や地域資源を情報としてまとめ、介護支援専門員にも提供できるようにします。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

【介護予防普及啓発】

介護保険サービス未利用の要支援者や相談受付票から気になるケースを整理し、センターから積極的にアプローチをして、早期に支援が必要な人の把握に努め、今年度も引き続き支援につながっていない気になるケースのリストを作成し、見守りとともに介護予防の啓発を行います。また、昨年度に引き続き A 大学リハビリテーション学部理学療法学科と共催で体操教室を年 4 回開催し、セラバンド体操やロコモ体操、ボッチャを実施し、今年度もボッチャ教室の立ち上げへ向けた協力も依頼していきます。

【介護予防ケアマネジメント】

要支援1・2の方や、生活機能の低下がみられた事業対象者については、その心身の状態に応じて、適切な支援ができるようマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明確にして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方をケース検討会で振り返り進めていきます。介護予防ケアマネジメントマニュアルに添った考え方や様式への記録ができるようセンター内で点検します。また、介護予防の取り組みが早期に必要な高齢者に対して、一般介護予防事業や短期集中型サービス、地域のラジオ体操マップ配布、ウォーキングプログラム等の案内を行い、介護予防の意欲を高めるアプローチを行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、保健福祉課、社会福祉協議会等と連携し、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

【小地域支え合い連絡会議の運営】

小地域支え合い連絡会を年3回以上開催し、民生委員等と見守りに関する情報交換や福祉や生活情報の提供、支援者間のコミュニケーション構築に努めます。

【コミュニティづくり支援】

つどい場活動グループが今後の活動方法を検討したいという相談があれば、必要に応じて社会福祉協議会と連携を図り、住民相互で見守り支え合うことのできるコミュニティづくりに資するグループ活動の支援を行います。

【地域の支え合い活動等への支援】

今年度もゴミ出しサポーターの意見交換会に参加し、新たな課題や問題点がないか把握に努め、長く続いていくように支援します。

地域清掃活動や地域の行事などに出席し、地域住民との良好な関係を保てるように努めます。令和6年3月に65歳以上の方を対象とした「ボッチャ体験会」の開催後、今後も継続して参加をしたいとの声が多くありました。今年度も引き続き、新しい地域資源の構築と介護予防を目的とした「ボッチャサークル」の立ち上げに向けて多職種と協同し積極的に取り組みます。

【地域での見守りが手薄な地域への暫定的な訪問活動】

今年度も民生委員が欠員している地域から重点的にマンション管理事務室などから情報収集を行い、気になる高齢者の実態把握に努めます。地域住民や民生委員から気になる高齢者の相談があった場合には訪問により実態を把握し、センター内で支援方針を決めて対応していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年、認知症が疑われる相談から、介護保険サービスなどの支援につながらないケースや認知症が疑われるが医療機関につながっていないケースなど認知症に関する相談対応が増加しました。支援につながらないケースについては、適切な支援につながるまではセンターからのアプローチを継続し、実態把握につとめ、センターだけで解決が難しいケースについ

ては、認知症初期集中支援チームなどと連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援します。地域に新しくオレンジカフェが立ち上がり、月一回開催されるようになりました。気軽に話し合えるつどい場として、継続的に後方支援を行っていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

見守り活動に関する連絡会、民生委員が中心となり活動している給食会や集いの場へ出向き、積極的に地域の高齢者の情報収集に努めています。会話のなかから、支援を必要とする高齢者について早期に相談を受けるなど効果があるため、今後も垣根のないセンター、相談しやすいセンターとして民生委員等地域住民と連携をします。

10. 医療機関との連携について

日頃から、地域の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り連携に努めています。また、年に3回医療機関向けに「あんしんすこやかセンター便り」を作成して持参し、直接声をうかがい連携に努めます。圏域内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ平成27年度から参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントに協力しています。今年度も引き続き協力・参加します。

11. その他関係機関との連携について

地域の防災福祉コミュニティ、民生委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、青少年育成協議会などと、今年度も引き続き住民活動の協力をし、連携します。住民同士の助け合いから始まったゴミ出し支援活動の後方支援、65歳以上を対象にしたウオーキングスタンプラリー活動の参加状況の報告、景品または認定証受け渡し場所としての協力を今年度も引き続き行っていきます。

ふれあいのまちづくり協議会定例会議へ出席し、情報提供や顔が見える関係性を大切に、相談しやすい関係づくりを維持します。婦人会活動への協力、高齢化率が高いマンションからの会議への出席依頼もあるため、継続して出席し連携に努めます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度をはじめ、神戸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正かつ中立性を確保するため、以下のことを遵守します。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止

- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと

.....

※ 年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する